



建産連ニュース

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

'04/4

No. 100



新河岸川「桜並木」 (志木市提供)

建産連の

SLOGAN

活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

巻頭言

創刊100号を迎えて



社団法人埼玉県建設産業団体連合会

会長 島村 治作

機関誌「建産連ニュース」100号の発刊に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

「建産連ニュース」は、昭和54年（社）埼玉県建設産業団体連合会発足と時を同じくし、同年9月11日当連合会の機関誌として創刊し、以来25年、季刊誌として発刊を続け、本年4月号で記念すべき100号の節目を迎えることとなりました。

発刊当初から、内外に魅力ある建設産業の啓蒙を図ることを目的に、適時適切な情報の収集・伝達、会員団体の活動状況等を内容とする編集を心がけ、会員団体をはじめ関係諸機関等に送付し、建設産業に対する理解を深める機関紙として重要な役割を担ってまいりました。

この間、歴代広報委員長・各委員のご努力、加盟各団体のご協力、並びに関係機関のご支援により、時代に即応した紙面構成を図り情報面から建産連発展の基盤形成に努め、内外から高い評価を頂いてきたところであります。

皆様方のご尽力に対しまして、改めて深く感謝申し上げる次第でございます。

まさに、「建産連ニュース」の四半世紀にわたる広報活動は、社会経済の変遷とともに歩んできた埼玉県建設産業団体連合会の歴史そのものであろうと思います。

当建産連は、発足以来、設立目的である各業種間の有機的な協調体制に意を用いながら、建設産業を取り巻く環境改善に努め、その総合的な発展に資する諸活動を積極的に推進してきたところであります。

しかしながら、近年、建設産業を取り巻く経営環境は、年々縮小する建設市場により、受注競争が激化する等、かつてない厳しい状況に直面しております。

このようなとき、「建産連ニュース」が100号の発刊を機に21世紀に羽ばたく「健全な建設産業」構築に向け、情報面からその課せられた使命を的確に果たしていくことが益々重要になってくるものと思います。

今後とも、皆様方に期待される機関紙として、更なる紙面の充実を期してまいりたいと存じますので、皆様方の変らぬご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、皆様方のご健勝を祈念申し上げまして発刊のご挨拶とさせていただきます。

(平成16年4月)

建産連ニュース・目次

表紙写真説明

新河岸川桜並木

志木市役所の横を流れる新河岸川堤防沿いの桜並木は、シーズンともなると市民達の憩いの場として賑わう。

◆ 巻頭言 創刊100号の発刊にあたり (建産連会長あいさつ)	1
◆ 目次	2
◆ 行政情報	
(1) 平成16年度埼玉県当初予算概要と主要施策	3
県内41市の16年度当初予算規模	7
(2) 熊谷・深谷業務核都市基本構想について	8
(3) 埼玉県資源循環戦略21について	13
◆ シリーズ特集 「21世紀を展望したまちづくり」 その97 —志木市—	17
◆ 連合会の動き	
1. 建設業適正取引に関する講習会開催	21
2. 建設生産システム合理化推進協議会・経営改善委員会合同会議	22
3. 理事会・委員会報告	23
◆ 連載 埼玉が生んだ著名人物伝 (その24) 若林 珮蔵	25
◆ 告知板	
1. 埼玉県土木工事成績評定要領平成16年4月改正の概要	31
2. 県有施設の木造化・木質化などに関する指針・運用	33
3. 県発注工事における入札制度の改善について	36
4. 県公共工事等電子入札運用基準・要領策定	37
5. 公益法人改革に伴う建設業法の経審制度の改正について	38
6. 企業局工業団地の価格改定について	39
7. 彩の国さいたま景観賞受賞作品紹介	40
◆ 建産連だより	
会員団体の動き	42
◆ 連合会日誌	45
総務省・経済産業省告知公告・(財)建設物価調査会案内広告	46

埼玉県16年度当初予算案

道路・街路事業に重点投資

一般会計 1兆6925億円 (1.9%増)

県の16年度当初予算(案)一般会計総額は、前年度当初比1.9%増(借換債を除く実質的な伸び率0.1%)の1兆6925億8800万円で、これに占める投資的経費は前年度比0.7%減の2125億8526万円となった。このうち、県費単独事業費は前年度比の0.5%減の900億902万円で、直轄・国庫を合わせた公共事業費は54億円の減となった。

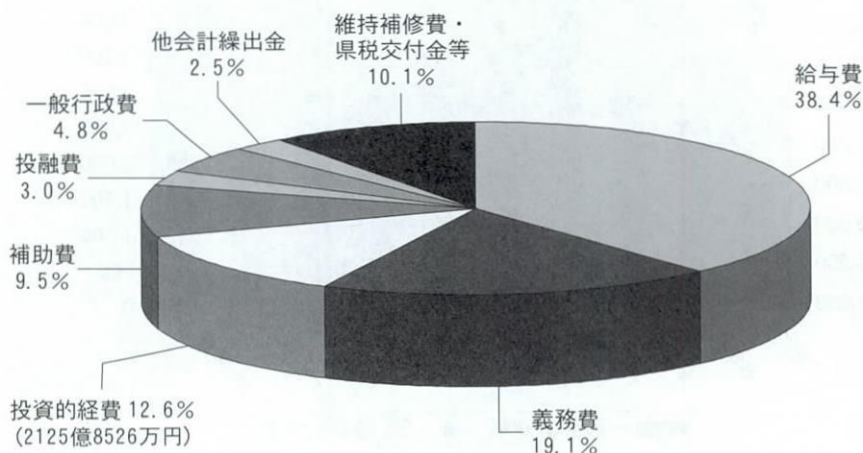
流域下水道、県営住宅管理などの特別会計は2924億8080万円・前年度比8.4%増、水道用水、地域整備などの企業会計は1574億8706万円・同3%の増額となり、特別・企業会計を合わせた県全体の予算規模は2.8%増の2

兆1425億5587万円とした。

編成では「選択と集中」の観点から『新生埼玉行動計画』に位置付けられた施策を中心に、県民生活の充実と県内企業の活性化に直結する緊急性の高い事業への重点化を図った。厳しい財政状況の中、公共事業の重点化も図り、道路・街路事業を約11億円増額するなど、道路交通網整備は前年度比4.3%増の約225億円、地域道路の安全・安心対策も0.1%増の約326億円と伸びている。

新規事業では、彩の国資源循環向上第Ⅱ期事業の検討、県立精神医療センター急性期受入・児童思春期病棟に着工するほか、蕨警察

平成16年度一般会計予算案歳出性質割合



署庁舎移転新築の17年度着工を目指し、建設調査設計費に8300万円を計上した。

分野別の主要施策のうち建設関連事業を見ると、「環境」では、自然や人に優しい水辺づくりに7億8000万円、利根川右岸流域下水道基本設計を含む流域下水道の整備に約528億円、新三郷上水場の高度上水処理に向けた基本設計費4400万円など。

「福祉・健康」では、特別老人ホーム23施設の増床助成に約43億円、児童養護施設整備に4億円、県立精神医療センター急性受入・児童思春期病棟建設に3ヵ年継続で約30億円などを予算化した。

「人づくり・交流」では、県立高校大規模改修に約26億円、不動岡高校改築に約13億円、県立高校再編整備に約13億円が盛り込まれている。

「まちづくり・基盤整備」では、床上浸水対策、橋梁耐震対策などの震災に強いまちづくり推進費に約499億円、交通安全施設整備に約40億円、つくばエクスプレス建設促進に約31億円、土地区画整理による整備促進に約62億円、花とみどりに囲まれた県営公園整備に約66億円などを計上した。

部局別の建設関連の主な事業は次の通り(▼は新規事業、万未満切り捨て)。

【県土整備部】

▼利根川右岸流域下水道建設	206億4200万円
▼流域下水道効率化技術調査	1000万円
▽道路交通網整備	225億円
▽身近な道路の安全・安心確保	326億円
▽熊谷スポーツ文化公園国体会場整備	6億8674万円
▽県営公園建設費	28億円
▽県営公園整備費	28億円
▽川口防災公園調査費	100万円
▽県営住宅建設	13億7627万円
▽本庄新都心土地区画整理	4億100万円

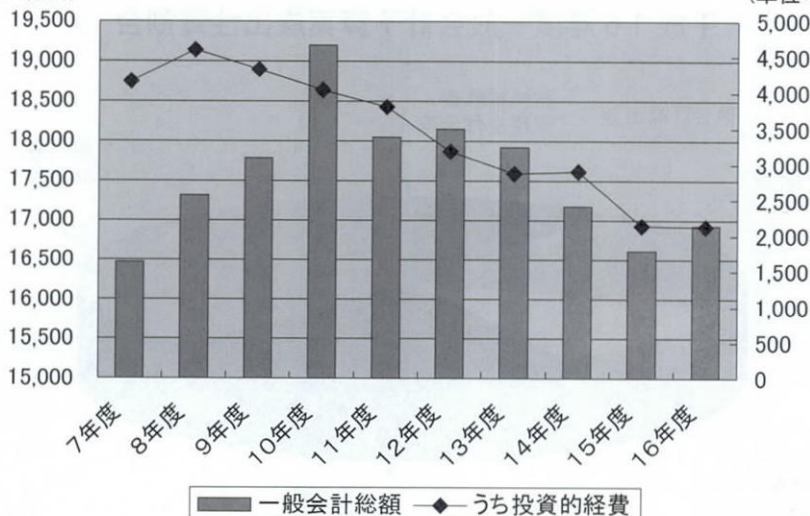
【総合政策部】

▽地下鉄7号延伸線基本計画調査	1億437万円
▽市町村総合助成制度	146億6587万円
▽既設鉄道ネットワーク強化検討	1315万円

一般会計予算
(単位:億円)

過去10年間の県一般会計予算の推移

投資的経費
(単位:億円)



【総務部】

▼浦和地方庁舎省エネルギーサービス
(PFI事業) 28年度までの債務負担行為
3億368万円

【環境防災部】

▼くぬぎ山自然再生 6710万円
▼広域緑地計画策定 418万円
▼消防学校施設改修整備 1億3026万円

【健康福祉部】

▽老人福祉施設整備助成 40億3733万円
▼従来型特別養護老人ホーム増床促進助成
2億2490万円
▽介護老人保健施設整備費補助円
2億5450万円
▽彩の国障害者プラン21の推進
84億6900万円

▽心身障害児(者)援護施設等整備助成
17億2005万円

▽精神障害者社会復帰施設整備費補助
9917万円

▽民間社会福祉施設整備促進 19億9106万円

▽保育所待機児童対策関連 30億8378万円

▽児童福祉施設整備補助 25億8081万円

▽駅型総合保育所整備助成 1億1790万円

▽幼稚園余剰教室保育所転用促進
1億8550万円

▽駅前等家庭保育室開設準備費補助
1500万円

【労働商工部】

▽地域振興ふれあい拠点施設整備 2754万円

▽高等技術専門学校再編整備推進
1億3541万円

▼県勤労青少年フレンドシップ・ハイツ改修
補助 1億2870万円

一般会計歳出款別

埼玉県16年度当初予算案の内訳

(単位:千円、%)

款別	平成16年度		平成15年度		比較増減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	伸び率
議会費	3,121,353	0.2	3,243,280	0.2	△121,927	△3.8
総務費	98,434,600	5.8	97,581,047	5.9	853,553	0.9
民生費	162,758,586	9.6	152,754,111	9.2	10,004,475	6.5
衛生費	53,750,761	3.2	57,543,045	3.5	△3,792,284	△6.6
労働費	8,304,771	0.5	8,578,010	0.5	△273,239	△3.2
農林水産業費	38,194,834	2.3	36,768,999	2.2	1,425,835	3.9
商工費	15,779,705	0.9	17,471,547	1.1	△1,691,842	△9.7
土木費	209,525,323	12.4	214,937,550	12.9	△5,412,227	△2.5
警察費	134,350,335	7.9	132,349,833	8.0	2,000,502	1.5
教育費	525,935,701	31.1	536,798,604	32.3	△10,862,903	△2.0
災害復旧費	150,000	0.0	232,250	0.0	△82,250	△35.4
公債費	276,173,152	16.3	257,718,897	15.5	18,454,255	7.2
諸支出金	165,608,879	9.8	145,092,827	8.7	20,516,052	14.1
予備費	500,000	0.0	500,000	0.0	0	0.0
合計	1,692,588,000	100.0	1,661,570,000	100.0	31,018,000	1.9

【農林部】

▽ほ場整備	13億4247万円
▽畑地帯総合農地整備	1億9425万円
▽団体営基盤整備促進	1億6338万円
▽農地防災	20億2125万円
▽かんがい排水	10億8129万円
▽団体営農地防災	2842万円
▼農林研究機関再編・整備推進	1849万円
▼木づかい夢住宅デザイン	3億8486万円
▽木のある生活空間づくり	3億3675万円
▽県産木材利用施設整備	2億33万円
▽木材産業構造改革	1億15万円
▽彩の国ゆたかなむらづくり整備	38億1467万円
▽農業整備事業	7億7193万円
▽農村環境整備	1億7430万円

【教育局】

▽県立高校再編整備計画推進	13億5838万円
▽県立浦和養護学校校舎建設	1億2283万円
▼県立熊谷養護学校屋内温水プール設計	709万円
▼高等養護学校検討調査	122万円

【企業局】

▼新三郷市浄水場高度浄水処理施設整備基本設計	4350万円
▽大久保浄水場排水処理施設整備・運営（PFI事業）39年度までの債務負担行為設定、限度額	448億8589万円
▽PFIアドバイザリー業務	1764万円
▽滝沢発電所建設	3億749万円

【国体・国際スポーツ大会局】

▽競技会場整備	5億1611万円
---------	----------

【病院局】

▼精神医療センター整備	29億9002万円
	(16年度は3億3096万円)

【県警本部】

▼蕨警察署庁舎建設調査設計費	8315万円
▼緊急市町村道安全対策	2億円
▽交通安全施設の整備	30億9204万円

特別会計・公営企業会計（建設関連）

（単位：千円、％）

会計名	平成16年度	平成15年度	比較増減	伸び率
用地事業	14,900,907	14,756,860	144,047	1.0
流域下水道事業	52,823,524	51,414,249	1,409,275	2.7
県営住宅管理事業	16,768,469	17,130,595	△ 362,126	△ 2.1
病院事業	35,984,893	34,875,248	1,109,645	3.2
電気事業	1,506,943	1,570,023	△ 63,080	△ 4.0
工業用水道事業	3,030,558	3,451,596	△ 421,038	△ 12.2
水道用水供給事業	100,886,718	94,746,686	6,140,032	6.5
地域整備事業	16,077,957	18,313,696	△ 2,235,739	△ 12.2

県内41市の16年度当初予算（案）規模

	一般合計				総予算	
	予算額(万円)	伸び率 (%)	普通建設事業費 (投資的経費)(万円)	伸び率 (%)	予算額(万円)	伸び率 (%)
県	1兆6925億8800.0	1.9	2125億8526.3	△0.7	2兆1425億5587.7	2.8
さいたま市	3583億0000.0	7.4	722億1743.3	1.4	6146億4759.6	2.6
越谷市	766億0000.0	9.0	78億2172.2	0.6	1437億6255.0	4.6
春日部市	493億6000.0	7.5	28億8449.4	△23.0	1007億7516.4	5.4
草加市	607億0400.0	3.8	67億3859.8	△6.0	1216億2140.6	△2.9
岩槻市	322億0000.0	14.8	29億3604.0	82.9	608億1350.0	12.0
八潮市	241億6500.0	1.4	25億0333.8	△23.1	454億9796.3	△1.5
三郷市	374億6000.0	12.8	42億7230.6	65.2	643億1063.2	11.4
久喜市	213億3000.0	5.6	16億0046.8	△38.3	380億1951.6	3.7
幸手市	177億8300.0	15.5	37億3440.9	21.0	297億1648.0	6.2
蓮田市	159億8500.0	1.6	19億4153.4	3.5	311億8291.9	0.9
行田市	240億5000.0	11.3	59億4936.7	0.3	462億9914.6	4.6
羽生市	182億6700.0	7.6	29億5885.2	33.4	326億4269.7	3.9
加須市	217億7000.0	△0.4	22億3446.8	△46.6	379億8844.2	△0.2
吉川市	169億5300.0	9.2	24億7779.8	11.4	294億5318.0	8.0
川越市	971億0000.0	11.4	135億7471.7	14.0	1741億9987.8	△3.1
所沢市	841億5000.0	3.0	85億2370.2	△31.4	1581億0512.5	1.8
上福岡市	181億3800.0	△41.1	26億0556.4	△41.1	310億5362.4	0.8
富士見市	277億9931.2	10.0	18億6819.3	0.0	501億9656.0	6.4
狭山市	439億7500.0	8.6	26億2925.4	15.4	785億4436.2	5.9
入間市	383億4300.0	9.6	25億4406.3	△14.3	679億0733.4	5.1
飯能市	233億0000.0	6.9	33億5230.2	△12.8	451億1157.5	2.9
日高市	157億4000.0	8.1	14億5963.5	98.0	288億2741.9	3.5
坂戸市	266億1000.0	8.2	14億6263.5	△19.6	422億4103.1	5.1
鶴ヶ島市	182億5000.0	11.5	9億8355.4	40.6	300億0509.0	7.9
東松山市	263億8000.0	7.2	30億0463.5	△16.0	522億6877.4	2.7
川口市	1436億2000.0	9.9	210億9875.4	27.9	2987億0410.0	3.6
戸田市	401億4000.0	9.2	50億4072.4	14.7	659億7696.6	4.8
志木市	174億4100.0	7.6	6億0988.2	△46.3	338億4765.3	6.7
新座市	384億2300.0	5.9	13億8103.6	△60.3	719億0964.8	6.0
蕨市	207億0000.0	△0.6	9億9300.0	△57.7	425億0851.1	△1.8
朝霞市	351億0000.0	12.1	60億3139.4	9.9	565億0128.0	8.7
和光市	214億5000.0	7.6	48億6865.3	42.5	339億5503.4	5.2
鳩ヶ谷市	263億8000.0	7.2	8億060.7	△34.9	308億4264.7	2.2
上尾市	551億3400.0	11.4	59億7636.2	△6.0	994億3029.0	8.7
桶川市	193億9400.0	5.2	14億3277.8	△16.4	328億0400.0	5.3
北本市	182億5000.0	6.3	14億5981.0	△16.9	300億0509.0	7.0
鴻巣市	230億4100.0	8.9	31億8262.1	9.2	399億9542.3	4.6
熊谷市	451億8800.0	5.9	52億7480.4	△0.7	804億3814.9	2.0
深谷市	278億3000.0	△0.9	26億5240.7	△28.0	501億2717.3	0.5
本庄市	196億3700.0	△9.3	27億2048.6	△51.6	352億5954.0	△3.3
秩父市	181億8739.0	2.1	16億3527.2	△24.3	395億1271.8	△0.4
(市合計)	1兆7646億2770.2	7.7	2274億4313.2	△2.0	3兆1970億1018.5	3.7

熊谷・深谷業務核都市基本構想について

埼玉県総合政策部
まちづくり支援課

1. 業務核都市制度の経緯

東京中心部への諸機能集中による一極依存構造がもたらす住宅問題、職住遠隔化等の大都市問題の解決を図るため、昭和61年6月に決定された「第4次首都圏基本計画」において、「業務機能等の適正な配置先として育成整備を図る拠点的な都市」として「業務核都市」の整備の考え方が示されました。

昭和63年には「多極分散型国土形成促進法」が制定され、業務核都市制度が定められました。この制度に基づく政策金融や税制特例などの支援措置により、業務核都市の育成・整備が促進されることとなりました。

その後の少子高齢化、国際化・情報化の進展、個人の価値観や生活様式の多様化などの時代の変化を踏まえ、平成11年3月に決定された「第5次首都圏基本計画」においては、首都圏における地域構造の目標として新たに「分散型ネットワーク構造」(注)が掲げられました。さらに、東京都市圏においては「業務核都市」を、業務機能等の都市機能集積を有し広域的な連携・交流の要となる「広域連携拠点」として育成・整備することが示されました。これにより、「業務核都市」はこれまでの役割である「業務機能等の適正な配置先」としてだけでなく、「自立性の高い地域の中心としての個性的で魅力ある都市」、「首都圏の分散型ネットワーク構造を構成す

るための広域的な連携・交流の拠点」としての役割を担うこととなり、今日に至っています。

2. 業務核都市の指定状況

平成16年3月末日現在の業務核都市の指定状況と基本構想の策定状況は表1の通りです。

埼玉県内では第4次首都圏基本計画において「浦和・大宮地域」が業務核都市として初めて指定され、「熊谷地域」は、業務核都市を補完する「副次核都市」として指定されました。

第5次首都圏基本計画では、第4次計画で「副次核都市」に指定されていた「熊谷地域」が「業務核都市」に格上げされるとともに、新たに「春日部・越谷地域」と「川越地域」が業務核都市として追加指定され、現在に至っています。

表1 業務核都市の指定状況

都県名	第4次計画(S61)	第5次計画(H11)追加
埼玉県	「浦和・大宮」「熊谷」	「川越」「春日部・越谷」
東京都	「青梅」「八王子・立川・多摩」	「町田・相模原」
神奈川県	「横浜・川崎」「厚木」	
千葉県	「千葉」「木更津」「成田」	「柏」
茨城県	「土浦・つくば・牛久」	

※太字は基本構想策定済の業務核都市(16年3月末日現在)

3. 業務核都市の整備の進め方

業務核都市の整備のスキームは多極分散型国土形成促進法で定められています。同法では、国が基本方針を策定し、これに基づき、都・県・政令市が地元市町村との協議を経て「業務核都市基本構想」を作成することとしています。

基本構想では、「業務核都市の区域」を確定し、「業務施設集積地区」を設定することとしています。「業務施設集積区域」内には、「中核的施設」が計画されます。

「中核的施設」とは、オフィスや会議場、流通業務施設など、業務機能集積のための基盤となる施設や集積を誘発させるような先導的な施設をいいます。(表2)

表2 支援対象となる中核的施設

- ・研究施設
- ・情報処理施設
- ・電気通信施設または放送施設
- ・展示施設または見本市場施設
- ・研修施設または会議場施設
- ・交通施設
- ・インテリジェントビル等
- ・流通業務施設
- ・教養文化施設スポーツまたはレクリエーション施設
- ・その他、スポーツ、音楽、展示等の用に供するための多様な機能を有するもの
- ・民法法特定施設

注：「分散型ネットワーク構造」・・・拠点的な都市を中心に諸機能がバランスよく配置された自立性の高い地域を形成するとともに、首都圏内外の拠点とも相互の連帯・交流によって機能を分担し、補完し高めあう構造をいう。

県は基本構想の同意の協議を国に対して求めることができ、国は、県が作成した基本構想が適当だと認めた場合には同意をします。

国の同意を得ることにより、構想に位置づけた中核的施設を民間業者等が整備する場合、一定の条件を満たせば、税制特例や政策金融などの支援措置が受けられるほか、公共施設の整備について、国等の積極的な支援が行われることから、地域整備の進展が期待されま

す。

4. 熊谷・深谷業務核都市基本構想の概要

熊谷市・深谷市は、業務核都市として、首都圏における広域の役割を担うとともに、埼玉県における県北地域の活性化のための拠点としての役割も期待されています。

このため、多極分散型国土形成促進法による支援措置を活用するなど、諸機能の立地促進を図るため、平成15年11月に基本構想を作成し、国の同意を得ました。今後は、この基本構想に基づいて、国や自治体、民間事業者などによって、業務核都市の整備が進められていくこととなります。

熊谷・深谷業務核都市基本構想の概要は以下のとおりです。

業務核都市の範囲

熊谷市と深谷市（総面積約15,458ha）

将来像

熊谷市と深谷市の両市が一体となって、首都圏における熊谷・深谷地域の自立性を維持・強化するため、県北地域の中心として発展を支えてきた都市機能集積、首都圏内陸部有数の産業集積、スポーツレクリエーション機能の集積、道路や新幹線などの広域交通網、河川や丘陵など、これまで蓄積してきた地域の資源を基盤として、豊かな自然環境の中で職住近接と多様なライフスタイルを実現することとしています。これにより、地域の文化創造力、情報発信力、産業創造力の源泉となる人材が集まり、住まう「自然につつまれた人と産業を育む都市」を目指すこととしています。

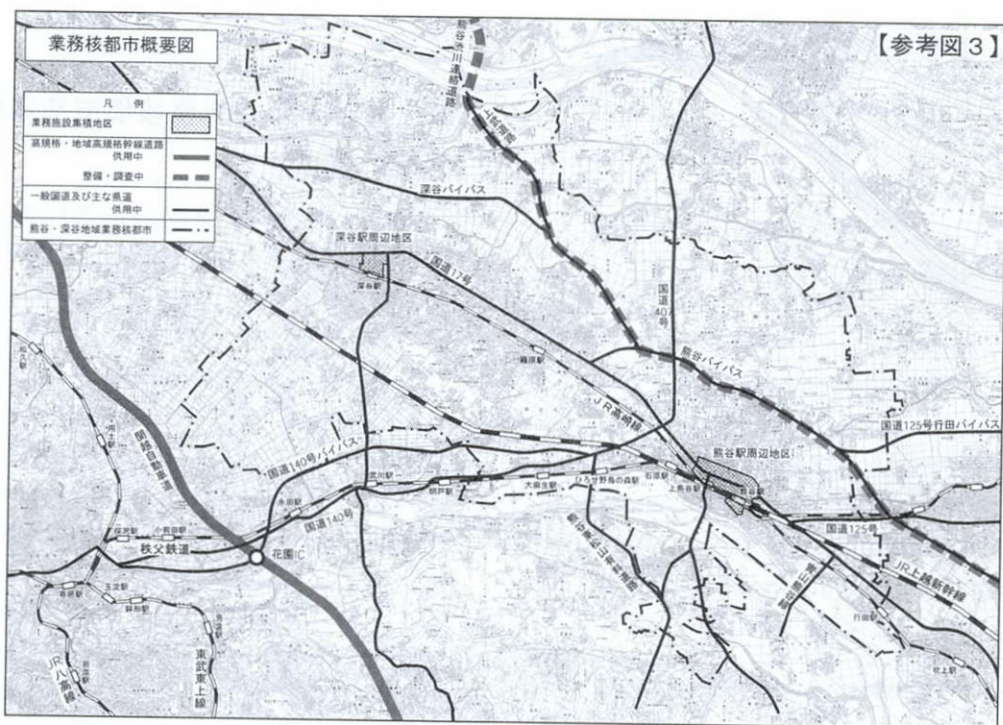


図1 熊谷・深谷業務核都市の範囲と業務施設の集積地区の位置



図2 業務施設集積地区(熊谷駅周辺地区)

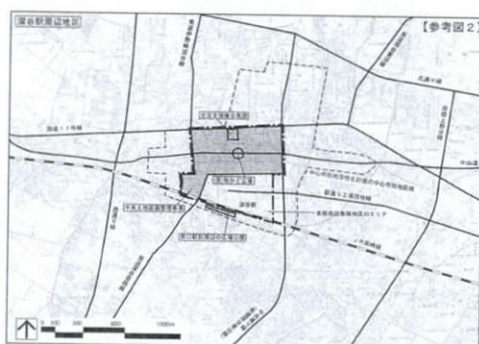


図3 業務施設集積地区(深谷駅周辺地区)

業務施設集積地区と中核的施設

構想では、図1～3のとおり「熊谷駅周辺地区」と「深谷駅周辺地区」の2箇所の業務施設集積地区を設定しています。各業務施設集積地区の概要は表3、各業務施設集積地区に計画されている中核的施設の概要は表4のとおりです。

表3 業務施設集積地区の概要

業務施設集積地区	市町村名	面積	地区整備の主な目的
熊谷駅周辺地区	熊谷市	約123ha	<ul style="list-style-type: none"> ・業務、商業の集積 ・魅力ある都市景観形成 ・都市型住居機能の整備 ・広域交流拠点の形成
深谷駅周辺地区	深谷駅	約35ha	<ul style="list-style-type: none"> ・業務、商業、生活支援機能の強化 ・広域交流拠点の形成

機能の整備方針と広域交通体系

機能の整備方針ですが、熊谷駅周辺地区においては、業務・商業の集積、魅力ある都市景観の形成、都市型住居機能の整備、広域交通拠点の形成を図ることとしています。深谷駅周辺地区においては、業務、商業、生活支援機能の強化、広域交通拠点の形成を図るこ

ととしています。

また、広域交通体系についてですが、地域高規格道路熊谷渋川連絡道路の整備推進や、一般国道17号上武道路、深谷バイパスの拡幅や熊谷バイパスの柿沼肥塚立体交差化など、交通機能の強化を図ることとしています。

表4 中核的施設の概要

熊谷駅周辺地区の中核的施設

施設名	種類	位置	規模	機能
	施設の区分			
熊谷駅東地区再開発ビル	交通施設、インテリジェントビル、教養文化施設	熊谷市筑波三丁目	敷地10,500㎡ 延床60,500㎡	店舗、公益、業務、駐車場、映画館等の複合
熊谷駅東口駅前広場	交通施設	熊谷市筑波三丁目	敷地 2,100㎡	交通施設
熊谷駅正面口駅前広場	交通施設	熊谷市筑波二丁目及び三丁目	敷地 5,200㎡	交通施設
熊谷駅南口駅前広場	交通施設	熊谷市桜木町一丁目	敷地 7,000㎡	交通施設
テクノグリーンセンター	インテリジェントビル	熊谷市本町二丁目	敷地 7,623㎡ 延床 未定	インキュベーションオフィス等の産業支援施設、市民交流センター等の文化活動支援施設、飲食・物販等の生活関連施設、金融機関等のサービス施設等の場合
熊谷市営本町駐車場	交通施設	熊谷市本町一丁目	敷地 1,792㎡ 延床 8,283㎡	公共駐車場

深谷駅周辺地区の中核的施設

施設名	種類	位置	規模	機能
	施設の区分			
生活支援複合施設	教養文化施設	深谷市仲町	敷地 6,754㎡ (予定)	高齢者や女性等の社会参加に役立つ生活支援の総合拠点、世代間交流を促進する複合施設
(仮)街かど広場	多目的広場 (街区公園)	深谷市仲町	敷地 1,800㎡ (予定)	多様な市民活動に対するイベント的広場

また、鉄軌道や、バスについても列車増発やバス路線整備などにより、その充実を図ることとしています。

公共施設の整備方針

基本構想では、業務核都市の育成・整備を図る上で重要な公共施設等の整備についても明記しており、業務核都市としての機能を十分に発揮していくために必要となる都市基盤

施設等の整備の推進を図ることとしています。

- ・新大宮上尾連絡、熊谷渋川連絡道路、西関東連絡道路の整備推進
- ・河川敷を利用した公園・広場の整備、スポーツ文化公園における防災機能強化
- ・下水道整備の推進
- ・荒川、利根川高規格堤防化
- ・中小都市河川改修

- ・良好な住居環境を持った住宅地の整備のため、土地区画整理事業の推進

5. 業務核都市制度を活用した 熊谷・深谷地域のまちづくり

埼玉県では、県内を東・西・南・北・秩父の5つの地域に分け、5つの地域のそれぞれに諸機能が充実した自立性の高い地域づくりを目指した取組を進めています。

業務核都市は首都圏基本計画において、県内で、4箇所指定されているところですが、県では業務核都市を東・西・南・北の4つの地域の拠点として位置づけ、業務核都市制度における支援措置などを最大限活用して、地域整備を進めているところです。

とりわけ、北部地域の拠点として位置づけている熊谷・深谷地域は、古くから埼玉県北

部地域の中心として発展し、業務・商業などの諸機能が集積してきました。また、豊かな自然や暮らしやすい生活環境、スポーツ・レクリエーション空間や固有の伝統文化など、豊富な地域資源を有しているほか、東西南北方向の交通結節点として、今後、益々の発展が期待される地域です。

折しも地域においては、熊谷市が、今年開催される「第59回国民体育大会（彩の国まごころ国体）」のメイン開催地になっており、開催に合わせ、駅前広場や道路網等の整備が進められるなど、まちづくりへの気運が高まりを見せています。

こうした気運の盛り上がりや絶好の機会と捉え、今回策定した基本構想を足がかりとして、熊谷・深谷地域におけるまちづくりが一層進展するよう、関係市や民間と連携して取組んでいきたいと考えています。



熊谷駅周辺地区における中核的施設として平成16年中の開業を目指して建設が進む「熊谷駅東地区再開発ビル」

埼玉県資源循環戦略21について

埼玉県環境防災部資源循環推進課

1. はじめに

本県は、首都圏の中核に位置し、県内総生産全国第5位、700万人に人口を擁し、旺盛な産業活動と活力ある県民生活を支えるために、多くの天然資源が消費されています。

一方で、年間1,400万トンを超える廃棄物を排出し、県外からの中間処理を目的とした産業廃棄物の流入量も多い反面、最終処分については県外に大きく依存する状況が続いています。

そこで、本県を持続可能な循環型社会に導き、真に豊かな県民生活と活力に満ちた産業・経済活動を支えていくため、これまでの「廃棄物処理」からさらに踏み込んだ「資源の循環」へという考え方のもと、新たな将来像と即効性の高いプロジェクトを盛り込んだ埼玉県の行動計画『埼玉県資源循環戦略21』を策定しました。

☆廃棄物処理の発想を転換し、廃棄物を貴重な資源として循環利用する施策

☆廃棄物による環境負荷を低減し、天然資源の消費量を抑制する施策

☆環境産業を振興することによって、廃棄物問題の解決を図る施策

☆廃棄物の不適正処理の根絶を図る施策

2. 再資源化の需要予測

(1) 再資源化への対応方向

単位：千トン

	産業廃棄物		一般廃棄物	
減量化量	5,028	42.6%	1,885	69.1%
再生利用量	5,915	50.1%	501	18.4%
最終処分量	774	6.6%	334	12.3%
その他	83	7%	0	0.2%
合計	11,800		2,726	

■産業廃棄物

減量化の内、焼却処理は70万トン、脱水・乾燥・発酵処理が483万トンとなっています。産業廃棄物では、焼却処理、最終処分ともに少なく、水分の脱水処理等の減量化量を除いたりサイクル率を計算すると70%以上となりますが、今後も「建設廃棄物」「有機汚泥」「食品残さ」等の再資源化に努める必要があります。

■一般廃棄物

一般廃棄物では、産業廃棄物に比べて焼却処理、最終処分への依存度が高いこともあり、今後は、焼却される「生ゴミ」「紙ごみ」や、焼却後の「焼却残さ」などの再資源化に努めるとともに、焼却のサーマルリサイクル化（発電利用）をさらに取り入れる必要があります。

(2) 再資源化の新たな対象量

県内で発生する廃棄物のうちで、対象品目や現在の技術水準、収集・再生コストなどを勘案し、新たな再資源化の可能性が高いと考

えられる量は、年間200万トン程度と推定されます。

埼玉県では、県内で発生する循環利用可能な廃棄物の『全量県内再資源化』を最終目標として取り組みます。

3. 戦略プロジェクト

この戦略の基本目標である「持続可能な資源循環型社会の構築」に向けて、数値目標「資源として再生利用されている廃棄物の割合を平成18年度までに52.2%」（サーマルリサイクルを含めると58.4%）を達成するため、今後の取り組むべき事業を「緊急プロジェクト」と「重点プロジェクト」として計画しました。

ここでは、戦略の目的を効果的に達成するため、新たに着手し又は緊急的に実施する『3つの緊急プロジェクト』の一部について紹介します。

(1) 資源循環ネットワーク構想

公共関与による徹底した安全性・信頼性を確保することで、廃棄物を循環利用する最先端リサイクル工場群の整備も促進します。

PFIなどの整備手法も取り入れ、県、市町村、事業者の協力のもとに資源循環ネットワーク構想を推進し、県内で発生する循環利用可能な廃棄物の『全量県内再資源化』を目指します。

1. 焼却処理、最終処分から再資源化への転換
2. 公共関与による安全性・信頼性の確保
3. 民間リサイクル産業の高度化の支援

① 彩の国資源循環工場の整備

本県では、全国に先駆けた総合リサイクル工場群（彩の国資源循環工場）を整備中です。平成18年の竣工後には、処理困難物を中心

に年間70万トン規模の再資源化が可能となります。

■「彩の国資源循環工場の概要」

□施設内容

No.	処理施設	主な製品
【サーマルリサイクル施設】		
1	ガス化熔融・発電	発電、金属
【借地民間リサイクル施設】		
2	総合リサイクル	肥料等
3	廃プラ・生ごみリサイクル	固形燃料・堆肥
4	蛍光管リサイクル	ガラス・金属
5	食品残さ堆肥化	堆肥
6	建設廃棄物リサイクル	アスファルト等
7	焼却灰建設資材化	人工砂
8	発泡スチロールリサイクル	原料ペレット
9	下水道汚泥肥料化	有機肥料

□他の施設 研究施設（民間4、埼玉県1）
県営最終処分場271トン

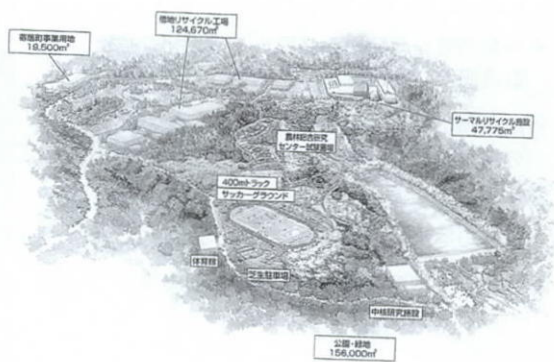
□取扱量 年間70万トン（最終処分場を除く）

□経済効果 初期投資額450億円

年間売上高139億円

常用費用260名

□整備年次 平成18年度



■彩の国資源循環工場（寄居町）

②彩の国資源循環工場の拡大

資源循環工場で得られた成果や先進的な手法を最大限活用し、さらに資源循環工場の拡大整備（隣接県有地）等によるリサイクル中核拠点の拡充を検討します。

③地域ネットワーク拠点の整備

市町村が運営するリサイクルプラザなどの廃棄物再利用施設用地を活用した高度選別プラントの整備（県内数か所）を促進します。

量的処理を要する集団回収された資源物、生ごみ、紙ごみなどの再資源化が飛躍的に向上します。

資源循環ネットワーク構想

県内で発生する循環利用可能な廃棄物の『全量県内再資源化』を目指す

- 新たな対象量200万トン再資源化体制の整備
- リサイクルの高度化を目指した研究開発

◎基軸プロジェクト

—全国に先駆けたリサイクル中核拠点の整備—

平成13～18年度目標

①『彩の国資源循環工場の整備』

- 97.7ヘクタール 年間70万トン
- 【処理責任】市場原理による事業者処理
- 【管理運営】公共関係による徹底した安全確保
- 【整備手法】PFI及び借地方式

（再資源化困難物）＝中核拠点

蛍光管、焼却灰、廃灰、医療廃棄物、食品残さ、下水道汚泥、廃プラスチックなど

『研究・技術開発』

- 中核研究施設による産学官共同研究
- 本庄国際リサーチパークとの連携による産学官共同研究

- ・資源循環工場を中核とした産業クラスターの形成（産業政策）
- ・都市計画法に基づく「都市施設」に指定（都市政策）

平成16～平成23年度

②『中核拠点』資源循環工場の拡大

- 32.5ヘクタール 年間30万トン
- 資源循環工場（拡大整備）の検討
隣接県有地の活用（PFI及び借地方式）

（再資源化困難物）＝中核拠点の拡充

木くず、ガラス、電池、石膏ボードなど

- 飛灰リサイクル施設の検討
公共関係によるセメント資材化事業

処理できない再資源化困難物は、資源循環工場で再資源に！

平成16年度～

③『地域ネットワーク拠点』の整備（市町村）

- 県内数か所 年間100万トン
- 市町村資源化センターへ高度選別施設を整備
- 広域焼却体制によるサーマルごみ発電
- 焼却灰の建設資材化
- 生ごみの堆肥化・バイオガス化

（大量処理品目）＝地域ネットワーク

資源物、厨芥類・生ごみ、紙ごみ、建設廃棄物など

市町村資源化センター内で高度選別

民間再資源化施設でリサイクル

（2）資源循環マッチングシステム

県民、NPO、市町村、事業者と協力し、電子データを活用した即効性の高い情報提供事業などをはじめ、マッチング商談会、リサイクル県産品のPR等を実施します。事業活動や県民生活で発生する不要物を資源として再使用、再生利用することにより、天然資源の消費を抑制します。

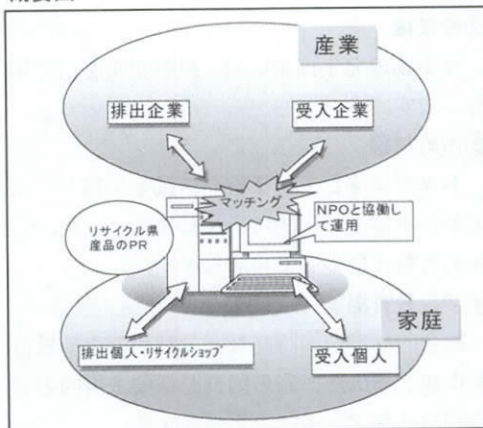
①産業編マッチングシステム

県内企業から排出される不要物を原材料として利用する企業や、リサイクル産業への不要物移動の斡旋を支援します。

②家庭編マッチングシステム

市町村やNPOが行っている不要物の交換制度や市町村再資源化センター、フリーマーケット情報などを情報提供します。

概要図



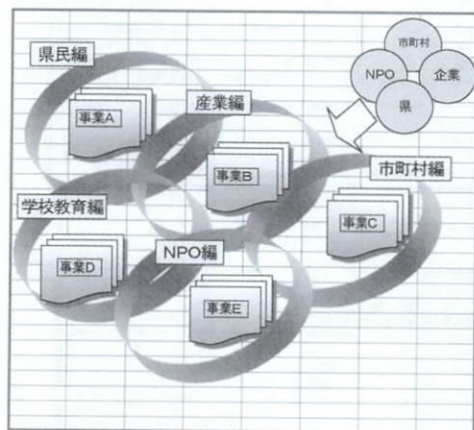
③リサイクル県産品のPR

県内で製品化されたリサイクル商品を、県、市町村、県内企業や県民が積極的に利用する環境をつくります。

(3) 廃棄物発生抑制プロジェクト

県民、NPO、市町村、事業者と協力し、家庭から排出されるごみの有料化の検討をはじめ、レジ袋の削減運動や企業の先進的な事例のPRなど、これまでの県民生活や経済・社会システムを様々な角度から見直し、廃棄物の発生を抑制する事業を展開します。

概要図



①県民編

使い捨て社会の象徴といわれるレジ袋の削減運動をはじめ、様々な再資源化を進める啓発活動を行います。

②産業編

廃棄物の発生抑制に取り組む企業を広く紹介します。

③市町村編

各々が実施している啓発活動を集積し、効果的な事業を積極的にPRします。また、ごみの有料化について検討します。

④学校教育編

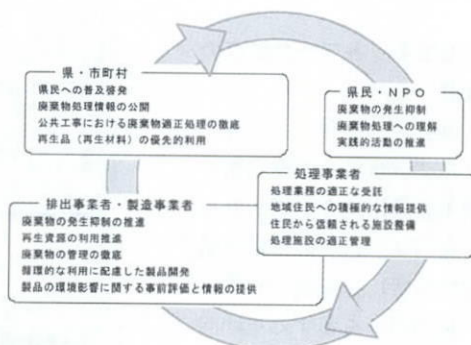
総合的な学習の時間などで利用できる教材を作成するほか、彩の国資源循環工場内の総合的な体験学習機能を整備します。

⑤NPO編

循環型社会の構築に貢献しているNPOの自主的な取組を支援し、協働して事業を展開します。

4. 戦略推進体制

この戦略を推進するため、県、県民、NPO、排出事業者、製造事業者、処理事業者、市町村等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互の協働関係を強化することで、持続可能な循環型社会の構築を目指します。



「21世紀を展望した まちづくり」



志木市長
穂坂 邦夫

地方自立計画

～未来を切り拓く新たな住民自治への挑戦～

□ 「市民が創る市民の志木市」の実現に向けて

志木市は、埼玉県の南西部に位置し、平成の大合併により誕生した、県都さいたま市と荒川を隔てて接する、面積が9.06平方キロメートル、人口67,000人弱の小さな自治体です。

東武東上線で池袋から20分、相互乗り入れをしている地下鉄有楽町線により、有楽町まで40分という交通至便地域なことから都心に通う多くの方々が居住しており、多数の人的資源を有しています。

私は、2001年7月1日、「市のオーナーは市民であり、市長はマネージャーである」との基本姿勢で、新しい市民参加型による「市民が創る志木市」と「徹底した情報公開」、「開かれた行政評価制度」の導入を公約に掲げて、市長に就任しました。

就任直後、「まちづくりは、市民自らが主体となって考え、行動し、市民及び市が協働して推進する」との基本理念を明確にするるとともに、情報を共有することが共通目標を醸成し、市民、行政の協働によるまちづくりの実現に繋がるとの考えから、「積極的な情報提供」と市政運営の様々な場面で「市民が市政へ参画するために必要な措置を講ずること」を規定した「志木市市政運営基本条例」を2001年9月に議会に上程し、同年10月1日

に施行しました。

この基本条例に基づき、日常の行政活動のあらゆる分野に市民の意見を反映させる目的で、市民による「第二の市役所」と位置づけ、公募による市民252人で発足した「市民委員会」をはじめとして、間断なく制定した「市政運営基本条例」や「行政評価条例」、「公共事業市民選択権保有条例」などにより、市民を主体とした施策に着実に推進してきました。



市民が創る市民の志木市「市民委員会」

□ 社会環境と国民意識の変化

これまでの高度経済成長は、税収の増加と、それに伴う行政サービスの拡大により、国民の満足度はある程度充たされており、それ以前より、地方自治研究者や自治体関係者などから、行政に依存する、お任せ民主主義の問題点や、住民自治のあり方などについて様々な議論がなされていたものの、我が国の行政システムはそれなりに機能していました。

しかしながら、いわゆる「失われた10年」と言われるバブル崩壊後の日本経済の低迷は国民の価値観に変化をもたらし、それまで追い求めていた経済の発展や物質的な豊かさよりも、自分たちの生活基盤である、地域社会の問題や生活の質といった精神的な豊かさに、その関心を移してきました。

また、世界に類を見ない少子高齢化の急速な発展は経済の縮小を余儀なくし、税収の減少により行政運営を萎縮させる反面、個性差の大きい高齢者の増大は、より一層の、多様な行政サービスを要求することとなりました。

人口の増加と経済の発展を前提としていた戦後の繁栄は、少子高齢社会の到来により根底から揺らぐこととなり、自治体運営も、これまでのような行政サービスの拡大どころか、維持することさえ困難な状況となってきました。



行政パートナー制度 市民説明会

□ 地方自立計画の策定と行政パートナー

2002年1月、国立社会保障・人口問題研究所が発表した、我が国における将来の人口推計では、わずか2年後2006年に、我が国は人口減少社会に突入し、2050年には3人に1人が65歳以上の高齢者となることが推計されており、現在の高度成長時代を基礎とした年金制度や介護保険、あるいは産業構造や教育環境など、あらゆる社会システムを転換する必要性が明らかとなりました。

少子高齢社会の到来は、全ての社会構造を右肩上がりから右肩下がりへ転換することを求めており、自治体も従来の政治、行政スタイルからの脱却が求められる一方、地域福祉

施策の充実や社会関連資本の整備など、担うべき政策の重要度が增大することが明らかとなりました。

こうした時代の要請に対し、現在、提供している行政サービスを後退させることなく、財政的にも安定した市政運営を展開するための指針として「地方自立計画」を策定し、計画に基づき職員の新規採用を20年間凍結するとともに、市民との協働を大胆に推し進めることで、市民と行政の一体化と、経費のかからない、小さな自治体の構築を目指すこととしました。

また、計画の着実な推進を確保するため、現在各課で執行している、1,648業務の棚卸しを行い、現行制度上公務員が執行しなければならない業務あるいは高度の守秘義務が要求される業務等を抽出し、市民との協働が可能な業務の明確化を図りました。

地方自立計画では、これまで行政が提供していた公共サービスを地域で活動するNPOや市民団体などに市場開放し、市民が持つ知識や経験、あるいは時間的なゆとりを行政に取り入れることにより、行政におけるパラダイム・シフトを図りながら、計画期間の20年間職員を補充せず、計画策定時の職員数619人を301人まで縮小することで、人件費の抑制を図り、新たな社会のニーズに 대응していこうと考えています。

計画が意図する取り組みは、市民と行政の多面的な協働関係を発展させるために、多様な分野における市民主体の公益活動の活性化を促し、これまでの行政補完型市民参加から、パートナーシップ型の市民参画への転換を図るものです。

そして、地域的な行政需要は地域の住民が自己の意思に基づき自己の責任において充足するという「住民自治」を、意思形成に係る政策的な参加だけでなく、市民として提案権を保持しながら、直接業務に参画してもらうことで実現を期することとし、参加する市民団体を志木市では「行政パートナー」と称しています。



パートナーシップ協定調印式

□ 「市民と協働による行政運営推進条例」の制定

地方自立計画の成否は、何よりも市民の理解と協力にかかっています。

このため、市内7会場で地域説明会を開催し、計画の説明はもとより、これまで公務員が行ってきた業務を、市民が担うことに伴う不安や嫌悪感を抱く業務などについて意見交換を行うとともに、アンケート調査も実施するなど、市民意識の把握に努めました。

アンケートでは、「あなたは負担が増えても行政サービスは公務員が提供すべきと考えますか」との問いには、「市民ができることは市民が行い、負担は軽い方がよい」と回答した方が、88.1%に上り、また、「あなたは自分が持つ知識や経験あるいは時間的ゆとりを活かして、公共サービスの提供に協力してもよいと思いますか」との問いには、「協力できる」との回答を、82.5%の方からいただきました。

なお、「この業務だけは市民ではなく、公務員が行ってほしいという業務はありますか」との問いには、「税金などの収納業務」、「生活保護など福祉の受付業務」、「市民相談などの受付業務」など、プライバシーに関する業務については、従来どおり公務員が行うべきとの回答が多く寄せられました。

民間企業との、単なる効率性を目的としたアウトソーシングであれば、契約条項に守秘義務を規定すれば事足りますが、行政パートナーとの協働は、これまで行政が行っていた公務ということを鑑みれば、住民の代表で構

成された議会の議決を要する条例の制定が必要であると判断しました。

このため、行政パートナーと市の役割や受託団体となりうる条件などの基本的な事項を定めるとともに、パートナーシップ協定の締結やプライバシーの保護を規定した「市民との協働による行政運営推進条例」を2003年3月に制定し、施行期日である6月1日から団体登録を開始しました。

□ 市民が担う公共サービス

2003年の8月に、これまで職員が行ってきた、「庁舎総合受付窓口サービス業務」、「郷土資料館管理運営業務」、「いろは遊学館受付等業務」、そして「秋ヶ瀬運動場施設管理運営業務」の4業務を行政パートナーに委託し、業務開始から現在まで8ヶ月が経過しましたが、いずれの業務も概ね順調に推移し、それぞれの知識や経験を活かして、はつらつと業務に取り組んでいただいております。

行政パートナーとの業務委託契約は、単に、効率性の追及を目的としたアウトソーシングとは、その性質を異とした公共サービスの市場開放と捉えており、業務を遂行する上での仕様も発注側である行政が一方向的に定めるのではなく、受託する市民団体との協議の上決定することとし、その主体性を尊重することとしています。

また、業務委託契約の他に、対等な行政の協働者としてパートナーシップ協定を結ぶこととしており、協定の中で、互いの役割と責任を明確にするとともに、自主性・自立性の尊重や、積極的な市政への企画提案権も保障しています。

今後も、市民との協働業務の範囲を拡大し、公共サービスの継続性を確保していくため、より多くの市民の参加を促していくとともに、小規模な団体の事務的作業をサポートする中間支援組織的な団体を育成していく必要を感じており、併せて、行政パートナーである市民が、そこに参画することの意義と誇りを、持続させていかなければならないと考えています。

□ 第三者評価機関の設置

一方、市民との業務の協働も、サービスの質が伴わなければ、市民の支持を得ることはできず、その効果を半減させることにもなりかねません。

このため、市民との協働による業務の質の検証と、委託業務の改善を図ることを目的として、公募による市民で組織する「市民協働業務評価委員会」を設置し、行政パートナーに委託した業務に対する評価はもちろんのこと、今後の市民協働業務選定の検討や、市民との協働に対する意見全般を提言してもらうこととしています。

協働業務の評価については、「協働にふさわしい業務であったか」、「相互の役割と責任が明確になっていたか」など基本項目や、「受託団体の選定方法」や「業務目的や成果目標の共有」などの契約実務、「成果目標の達成」、「業務の改善点」などの履行結果の3分類18項目と課題と対応策、効果について、行政側の業務担当課と受託団体とがそれぞれ記入したチェックシートに基づき評価してもらっています。

また、業務選定の検討については、地方自立計画に掲げた対象業務一覧表の中から、次年度、協働するにふさわしい業務について、「サービスの向上度」、「事業の継続度」、「創意工夫度」などの6項目について点数化し、協働により効果が期待される業務を提言していただいています。

□ 志木市における市民参加の考え方

私は、行政が、市民を単に行政サービスの受益者として捉えるのではなく、地域社会を営む主体の一員として、互いに協力し合える仕組みを、どのように構築していくことができるかが、今後の自治体運営において最も重要な要素であると認識しています。

行政サービスに対する市民の満足度を高めることは、もちろん重要ですが、市民を単に行政サービスの消費者として捉えるのではなく、むしろ、自治体経営の協働の担い手、対

等のパートナーとして位置づけ、市民と行政の役割分担を進めるとともに、行政サービスのあり方を市民とともに検証していかなければならないと考えています。

□ 時代が要請する地方自治とは

総額7百兆円ともいわれる、国・地方を通じた借入金の増大や、少子高齢化に伴う税収の減少、あるいは「三位一体改革」の影響など、地方自治体を取り巻く環境は、年々厳しさを増しています。

しかし、問題を先送り、先延ばししても、何も改善しないことは明らかであり、たとえ荒削りであっても、実践していくことが現在の状況を切り拓いていく唯一の方法であると確信しています。

第27次地方制度調査会が2003年11月に公表した「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」では、地方分権時代の基礎的自治体の構築に向けて、「地域における住民サービスを担うのは、行政のみではないということが重要な視点であり、住民や、重要なパートナーとしてのコミュニティ組織、NPOその他民間セクターとも協働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していくことを目指すべきである」と提言しています。

我が国の戦後復興期の中央集権的な発想のまま硬直化した「公共サービス」イコール「行政サービス」という枠組みは、少子高齢化や国民の価値観の多様化に伴う、新たな公共サービスニーズに対応できないことは明らかです。

今、地方自治に求められているのは、新たな公と私の関係を構築し、活力ある社会を築いていくことです。

私は、これまで培ってきた市民参加の手法をさらに発展させ、直接的に市民が参画する機会と場所を拡大することで、市民と行政の責任領域の明確化を図り、実践を通じて、今後の少子高齢社会において持続可能な、真の地方自治の構築に向けて、引き続き、挑戦してまいります。

連合会の動き

加盟団体から250人が受講

建設業の適正取引に関する講習会

なお一層の企業行動適正化を図るため、「建設業の適正取引に関する講習会」が2月20日午後1時30分から、埼玉建産連会館大ホールにおいて、当建産連、埼玉県建設業協会、建設業適正取引推進機構の共催により開催された。

当日は、建設業協会、電業協会、建築設計監理協会、造園業協会、測量設計業協会、空調衛生設備協会、地質調査業協会、電気工事工業組合、アスファルト合材協会、建設コンサルタント技術研修協会、補償コンサルタント協会などの加盟各団体から約250人が受講した。

講習会に先立ち、主催者を代表して埼玉県建設業協会の関根会長が、「各地の公共工事をめぐる談合疑惑の報道が絶えないことから、業界に対する不信は依然として根強いものがある。我々建設業界は、すべての事業者が一丸となって独占禁止法の遵守を一層徹底し、公正かつ適正な企業活動の推進に真剣に取り組まなければならない。厳しい環境下であるが、生き残りをかけて技術の研鑽と経営の強化に努め、事業の選択と集中を進めるとともに、法や制度の趣旨を十分理解、遵守し、企業倫理の確保に向けて努力を続け、名実ともに技術と経営に優れた企業への転換を図る必要がある」とあいさつ、講習会が実り多いものとなることを期待した。

続いて、あいさつに立った建設業適正取引推進機構の清水一郎理事長は、「建設業界



入札談合と独禁法について講演する宮崎講師



建設省をめぐる最近の話題について講演する小山講師

のダンピング問題については、改善の仕組みについて多くの団体が提言しているが一向に鎮静化しない。一方では独占禁止法改正の動きもあり、課徴金の大幅アップが謳われていることから注視していく必要がある」と述べた。

講義は、「入札談合と独占禁止法」について建設業適正取引推進機構の宮崎紀男相談指導部長が担当、最近の独占禁止法違反事件の処理状況などを、官製談合防止法・独禁法改正案に触れながら解説した。

引き続き、「建設業をめぐる最近の話題」について、国土交通省関東地方整備局建政部の小山宏建設産業課長が、入札契約適正化法および適正化指針の措置状況の調査結果や、入札契約適正化法に基く要請などについて講演を行った。

合同会議で 県内動向やダンピング問題の理解を深める

埼玉県建設生産システム合理化推進協議会と経営改善委員会の合同会議が2月27日、建産連会館センター第1会議室で開かれ、協議会の活動状況を報告するとともに、県内建設産業の動向やダンピング排除のための対策について勉強会を行った。

開会に先立ち、島村会長はあいさつの中で、「現在建設産業は、市場が激減し受注環境が悪化する中で、企業連携、情報技術の活用、新たな入・契法や独禁法への対応など、多くの課題に直面している。中でもダンピング受注の横行は、建設産業界を疲弊させ、社会的信頼を失墜させかねない重大な問題」と指摘、「全国建産連が策定したダンピング対策報告書について理解を深めるとともに、県内建設産業の動向について関心を高めることで、厳しい状況にある県内建設産業界にとって、より良い方向性を見出したい」と述べた。

引き続き佐野経営改善委員長も、「かつてない厳しい経営環境にある建設産業界の横断的課題改善に向けて、より広範囲の方々に検討いただく必要があると考え、建設生産システム合理化推進協議会と合同で開催させていただいた。本日の課題は我々にとって常に把握しておくべき重要なもので、各団体企業にとって意義深いものとなることを期待する」とあいさつした。

【議 題】

協議会の活動状況について

関常務理事より、埼玉県建設生産システム合理化推進協議会の主な活動状況について説明、第18回協議会では、県内中小建設産業の情報化に関する実態調査結果や、見積条件を



建設生産システム合理化推進委員会
経営改善委員会 合同会議

明確にするため、見積協議に使用する9工種の「施行条件・範囲リスト」標準モデルについての説明が行われたほか、セミナー関係では「電子納品の概要説明および実践」、「電子調達の最新動向」について開催したことなどが報告された。

県内建設産業の動向について

東日本建設業保証埼玉支店の大澤支店長より、前払金保証から見た「県内の建設業の動向」につて説明が行われた。

大澤支店長は、①建設投資額の推移②前払金保証額の推移③県内・県外企業別前払金保証請負金額④倒産状況一などのデータを全国レベルと比較しながら分かりやすく解説した。**ダンピング排除のための対策について**

建設業振興基金構造改善センターの西澤部長が、昨年5月に全国建産連ダンピング排除対策検討特別委員会がまとめた「ダンピング排除のための対策について」、報告書策定までの経過と概要について説明した後、「これをきっかけに議論を深めてもらいたい」と呼び掛けた。

委員 理事会報告

報告書は、ダンピングの実態とその原因から始まり、ダンピング排除のための対策として政治的課題、行政で対応すべき課題を挙げ、業界団体としての活動・個別企業としての対応などを提言するとともに、対策検討上の留意点にも言及している。

特に、「地方公共団体においては、品質が確保された優良な社会資本を後世に引き継ぐためにも、入札契約適正化法などの趣旨を十分徹底し、当面の課題とし、一般競争入札における適正な参加資格設定の励行による競争参加者の絞り込み、最低制限価格制度の完全実施、低入札価格調査制度採用の場合の、外部委託を含めた審査体制の整備などについて早急な対応を強く望む」とともに、「全国建産連としても、全国建設業協会をはじめとする業界団体と手を携えて、こうした窮状の打開に強い姿勢で取り組んで行くことが必要であり、今後、本報告書に掲げた提言の実施に向けた活動を推進するとともに、今回の報告で集約できなかった課題についても、さらに検討を深めることが望まれる」と結んでいる。

その他

全国建産連の小野専務理事が、同報告書の補足説明を行うとともに、「特に市町村発注機関の実態を調査・検証し、積極的に改善要望していく必要がある」とし埼玉建産連に対しても協力を呼び掛けた。

さらに、「我々業界の声を代弁するため、全国建産連として脇雅史参議院議員を推薦することを決定した」と述べ、協力を要請した。

平成16年度通常総会の開催日程 などを協議

第4回理事会

3月26日正午から、埼玉建産連会館センター第1会議室で平成15年度第4回理事会が開催され、平成16年度通常総会の開催日程や、平成15年度事業実績・同収支決算見込みと新年度事業計画・同収支予算の原案について協議を行った。

会議の冒頭、島村会長はあいさつの中で「来年度の県内公共団体の予算編成を見ると、普通建設事業費が県で0.7%、市全体で2%減少するなど、厳しい財政状況の中で公共事業に対する逆風はさらに強まっており、公共事業への依存度の高い我々中小建設産業の経営環境は一段と厳しいものがある」と指摘、一日も早い建設産業の活力再生に向けた取り組みに意欲を示した。

【議 題】

平成16年度通常総会の開催日程などについて
通常総会については6月10日午後3時30分から建産連会館センター第1会議室で、懇親会は午後5時から建産連会館センター3階大



ホールで開催するほか、開催方法、開催経費などの開催計画案について関常務理事から説明を行い、承認された。

なお、これに関連して監事監査が4月21日、総会付議案を審議する理事会が5月13日に開催される。

平成15年度事業の実績（見込みを含む）および平成16年度事業計画について

事務局より平成15年度事業の実施結果および平成16年度事業計画案の概要について説明を受け、承認した。

平成15年度収支決算見込みおよび平成16年度収支予算（試案）について

平成15年度予算の決算見込みと平成16年度収支予算案について説明を受け、特に異論なく承認した。

建産連研修センター（仮称）の運営などについて

建産連会館センターの登記完了に伴い、これまでの建設労働者研修福祉センターを「埼玉建産連研修センター」に名称変更するとともに、会議室利用規定など今後の運営に関し明文化したことが報告された。

【報告事項】

平成16年新年賀詞交換会会計報告

事務局より収支計算書の内訳について説明するとともに、会員団体の協力に対し感謝の意が述べられた。

その他

情報通信設備協会より、埼玉県電子入札システムに対応する端末機（応札者準備）に関する説明を受けた。

建産連ニュース 100号の発行 について協議

広報委員会

1月29日正午から、建産連会館特別会議室で島村会長同席のもとに、広報委員会を開催した。

議 題

「建産連ニュース」第99号の発行について

このほど発行された1月号について、事務局から記事の掲載順に要点の説明を行い、了承された。



「建産連ニュース」第100号の発行について

4月に発行する第100号の編集案について編集担当から趣旨説明を行い、特に意見なく了承された。

今回は100号、建産連創立25周年という節目に当たるため、記事の冒頭に島村会長の「創刊100号の発刊にあたり」の挨拶文を掲載することとした。

平成16年カレンダーの処理経過について

配布先や配布数など、処理経過について事務局より説明を行い了承された。

併せてポスターコンクールの審査結果について埼玉新聞に掲載し、県庁、建産連会館内にも掲示したことなどが報告された。

その他

最後に、次回委員会開催日を4月28日とすることを決め閉会した。

若 林 珅 蔵

— 日本初の速記者 —



晩年の若林珅蔵

速記文字の実用化を図り、三遊亭円朝の『怪談牡丹灯籠』に始まる口述速記を世に広め、言文一致小説を誕生させるとともに、議会への初導入としての埼玉県議会の速記、さらに明治23年に開設された帝国議会に速記を導入、自らも衆議院常任速記者となるなど、わが国最初の速記者として大きな足跡を残した加須市出身の若林珅蔵について記す。

参考文献

- 「加須市史」
- 「埼玉人物事典」
- 「ことばの写真をとれ」

1. 速記の道を志す

若林珪蔵は、幼名を銚太郎といい、安政4年(1857)8月2日、加須村(加須市中央)の若林道之進・喜舞の長男として生まれた。

若林家は、代々旗本・設楽家の代官として加須、礼羽、馬内、戸崎の4村の名主を統率する陣屋で、約2,000坪の屋敷内には多くの米蔵が立ち並んでいたところから、通称「蔵屋敷」と呼ばれていた。

銚太郎は9歳で上京、江戸で漢学を学び、開港後は、横浜でフランス語、そして東京で英語、ドイツ語と、明治6年(1873)に祖父の幸左衛門が隠居所に加須で最初の郵便局を開設したのを機に戻るまでの間、故郷を離れて勉学に勤しんだのであった。

この郵便事務の手伝いは、銚太郎にとって大いに得るところが大きかった。東京から郵送されてくる新聞をいち早く読むことができたのである。東京日日新聞、郵便報知新聞、朝野新聞と当時の一流新聞であった。

明治7年(1874)、銚太郎は心機一転、名も「珪蔵」と改め、新たに文明開化の世の中に向って再スタートをきったのであった。

いつまでも実家の世話になってはられない。

珪蔵は、知人を頼り、千葉県の東葛飾郡役所に1年程、臨時雇員として勤務した後、横浜裁判所の書記となった。

仕事は、刑事部の宣告文を書くことで、被告人の多い時は1日10件ぐらいに及び、それも宣告文の原稿は宣告が行われる数時間前に渡され、そのうえ難しい単語や専門用語などがあり、容易な仕事ではなかったが、珪蔵は常に予定時間より早く作成したことから「早筆」と評判になった。

加須郵便局での新聞で身につけた知識が役立つのであった。

明治15年、珪蔵はこの早筆の腕を買われ、千葉県議会の書記に推挙されることとなった。

この頃の議事録は、要点だけをメモしてお

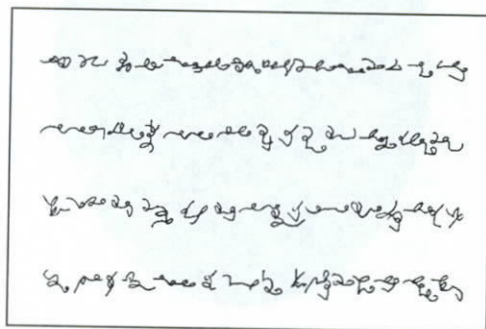
き、それをもとに作成していくというもので、4人の書記が同時に筆記し、それを擦り合せて完成させる。結果、10分間の発言が数行で片付けられたり、数分の発言が数十行に及んだりもした。

発言者の話を一字一句もらさず記録することができないのか。これが珪蔵の思いであった。

そんな明治15年9月19日、『時事新報』に「日本傍聴記録法」と題された田鎖綱紀のこんな投稿が載った。

“県会、町村会、その他公私の会合があるが、それらの演説も筆記者の能力により名文にもなれば論旨不明の文にもなる。これはわが国に一定の傍聴記録法がないからである。”

これを見た珪蔵は、早速、田鎖綱紀のところへ出向き、「日本傍聴筆記法講習会」を申し込んだのであった。明治15年10月28日、これが珪蔵が速記の道を進んだ最初の時であった。



珪蔵の考案した速記文字

2. 速記法を実用化、名声を高める

普通文字では話す速度に追いつかないため、簡略な記号を用いることは古くから行われていたが、近代的な手法としては1588年にイギリス人のブライトが考案したのが始まりであった。

その手法を日本流に考案し伝えたのが田鎖綱紀であった。

6ヶ月の講習はまたたく間に修了したが、

当初40名程いた受講生も終了した時には約半数の24名に減っていた。珪蔵は、修了証書を手にしたとはいえ、人の話をその場で書くことは全くというほどできず。符号を思い出しているうちに、どんどん先へいってしまうのが常であった。

講習会修了者が脱落していく中、珪蔵は必死に勉強し、なんとか早書きがこなせるまでになっていった。

翌16年7月、珪蔵の自宅に1人の紳士が訪問してきた。名刺には「東京議政演説会会主坂元盛徳」とあった。

「後日、新聞に掲載、天下に公表したいと思っているので、当方と自由新聞社との掛合問答をもらさず書きとってほしい、そうすれば言いたい放題のでたらめは喋れなくなってしまうはずである」

今の珪蔵には、一言一句もらさず書き取る自信はなかったが、これを断ったら二度と筆記依頼が来なくなる。珪蔵は坂元を見つめ、不安ながらも了承したのであった。

その日から、珪蔵は今までに増して練習を重ね、そして本番に望んだ。自由新聞社側は後に衆議院議長や通信大臣となる星亨ら3人、郵便報知新聞社側は坂元盛徳ら2人、両者の掛合い問答は長時間に及んだ。

珪蔵はこの仕事を見事にやりとげた。あの時の充実感は今でも忘れられないと、珪蔵は後に語っている。

その結果は郵便報知新聞に4回に渡り掲載された。

これがわが国で速記が実用化された最初の時であった。

明治16年7月1日、この日は日本の速記史上、記念すべき日となり、珪蔵にとっても忘れられない日となった。

郵便報知新聞に傍聴筆記法の達人と書かれた珪蔵は、にわかには世間の注目を浴びようになった。

もっと早く書けるようになりたい。珪蔵は

常に考えていた。

熟達するには1人では駄目だ。互いに競い合うことが必要と考えた珪蔵は講習会仲間に声をかけ、勉強会「筆記法研究会」を立ち上げた。

会の合言葉は、人の話をもらさず書ける、いわゆる「言葉の写真をとれ」であった。8人の会員達は珪蔵宅に集まり筆記の練習に励んだ。来る日も来る日も文章を読み合って筆記し、筆記したものを読み合わせた。どこかで街頭演説があると聞くと出掛け筆記した。文字も改良した。

明治16年11月、珪蔵は今度は郵便報知新聞社長の矢野文雄(竜溪)から呼び出しを受けた。

「この3月に歴史小説『経国美談』の前編を出版した。後編を出したいのだが、右腕に病を持っており書くことができない。私の口述を書き取って欲しい」との依頼であった。

当日は、前回と異なり落ち着いて、矢野の口述をすらすらと書くことができた。矢野は前編は社員に口述筆記をさせ、その効率の悪さに辟易していたところであり、前編とは比較にならぬほどの効率の良さに感服し、同書の巻末に「速記法のことを記す」と題して、珪蔵の速記文字を掲載し、技術の有用性を賞賛、その利用を世に訴えたのであった。

矢野はこの時、この新しい筆記法を「速記法」と呼んだことから、以来、その語が広く使われるようになった。

3. 埼玉県議会議事を速記

明治14年(1881)自由民権運動の高まるなかで、11月板垣退助は自由党を結成したのに対抗して、大隈重信は翌15年に立憲改進党を結成した。党の主要なメンバーは慶應義塾出身者で占められ、同塾出身の矢野文雄もこの主要メンバーに顔を連ねていた。

滝馬室村(鴻巣市)の出身で埼玉県議会の副議長を勤めていた加藤政之助も慶應義塾出身ということから同党に参画、明治15年、立

憲改進黨が優勢となったことにより、26歳で4代目の県議会議長に就任した。

丁度この頃は民間の不景気が絶頂に達したときであり、県議会の質疑はこれに徹し、その応答の問一答は重要な内容を呈していたことから、加藤はそれだけ正確に議事録に残したいと考えていた。

そんな折、同志の矢野文雄に紹介されたのが珮蔵であった。加藤は早速、速記を採用、明治17年7月3日、珮蔵の書記のもとで、全国議会上史初の速記を採用した埼玉県議会が開会されたのであった。

4. 二葉亭四迷の言文一致体小説へ感化

珮蔵を一躍、スターダムにのしあげていったのは、明治17年の三遊亭円朝の口述する『怪談牡丹灯籠』の速記であった。

それは、東京稗史出版社からの「落語家の人情噺をそのまま速記にとって出版したいのだが」という依頼からで、それも当時の寄席随一の人気を博し、代表的な人情噺家として高名な三遊亭円朝の口述する『怪談牡丹灯籠』の速記だという。

珮蔵は弟子とともに臨み、訳する時は円朝の雰囲気損なわないよう心掛けた。

出版された『怪談牡丹灯籠』は円朝の語り口がそのまま読めるということから大評判となり、たちまちベストセラーとなった。その上、表紙には「三遊亭円朝演述、若林珮蔵筆記」と、円朝とともに珮蔵の名も書かれたのであった。

これは、新しい文体を模索していた二葉亭四迷らに格好の見本となり、言文一致体小説の誕生に影響を与えることになった。

明治以前から日本の文字言語、いわゆる書かれる文章は漢文か仮名まじりの和漢混合文で著しており、口頭の言語とはかなり隔たりがあった。それらを一致させる言文一致の運動が盛んに提唱されたものの、なかなか実施に移されることはなかった。珮蔵の速記した

円朝口演の人情噺本の出版は、もっとも格好の言文一致体の文章見本を世の中に送り出す結果となったのである。

こうした現象に刺激された二葉亭四迷は、明治19年にわが国最初の言文一致体小説としての『浮雲』を執筆した。以来、言文一致は当然のこととなっていった。

5. 帝国議会に速記を導入

何と云っても、珮蔵にとって最大の功績は明治23年に開設された帝国議会の議事録作成に速記導入を成功させたことである。

明治14年10月12日、帝国議会の開設が勅諭として発表され、議事録の作成を何で行うか検討された。

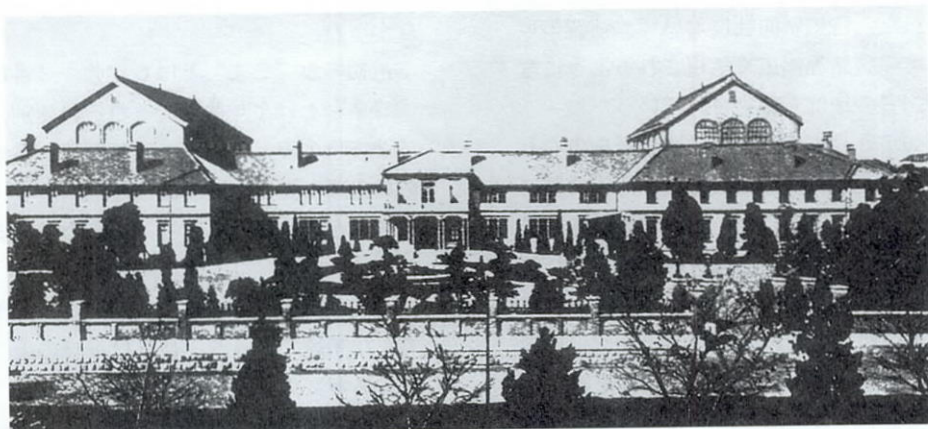
欧米諸国では既に速記が議会審議の証拠記録として役目を果たしており、わが国でも地方議会においては速記者による記録が使用されていた。

明治22年10月、珮蔵は臨時帝国議会議務局書記官長である曾弥荒助に突然呼ばれ、「責任をもって議会速記という大事を引き受けることができるか」と尋ねられ、自信を持って可能であることを断言した。そして翌23年1月、今度は臨時帝国議会議務局総裁の井上毅から呼び出しがかかった。

「貴衆両院には少なくとも合わせて30余名の速記者が必要である。君の弟子だけでは足りないが確保できるか」

珮蔵の門下のみでは30余名の速記者を揃えることはできない。当然他流派のものを含めて構成しなければならない。

珮蔵は、これには各流派を超えた共同組織を結成することが必要と考え、講習会同期生である林茂淳に相談し、田鎖綱紀が初めて講習会を行ってから丁度7年目に当たることから、「日本速記術発表七周年会」を開催することとした。当日は流派を超えた69人が参集、そこで珮蔵は速記者団体の結成を發議し、全員賛成のもと、その11月、「速記者懇話会」を發



珅蔵が速記者として活躍した帝国議会仮議事堂

足させ、帝国議会へ、それをアピールした。

しかしながら、帝国議会への速記導入には、こんなもので終らなかった。

帝国議会への速記導入を一任された貴族院書記官長の金子堅太郎は、早速、珅蔵を呼び、能力の程度を見て判断したいと告げた。

明治23年7月5日、珅蔵は門下生9人を伴い能力判定試験に臨んだ。試験は金子が読む1時間半にわたる演説を書き取り、その場で翻訳していくというものであった。珅蔵は2人1組のペアをつくり15分交代で速記をとり、別室に戻り翻訳していくという手法をとった。

結果は好成績と思われたが、金子は納得しなかった。

それから4日後の7月9日、再び試験が、今度は貴族院の議場で本番さながらに行われた。今度の金子の演説は前回と異なり、早口で、それも前回以上に変化や抑揚をつけた2時間に渡る長演説であった。珅蔵らは今回も前回同様、好成績をおさめたが、速記採用の通知はなかなかこなかった。

巷には流言が飛び、珅蔵は自信があるものの、不安を隠すことはできなかった。そして2ヶ月が過ぎた明治23年9月10日、遂に珅蔵のもとに衆議員から出頭の知らせが届いた。待ちに待った採用通知であった。その時、採用されたのは珅蔵を含め6名（衆議員3名、

貴族院3名）で、そのうち林茂淳以外はすべて珅蔵の門下生であった。

その翌日、貴族院・衆議院の各院17名の速記者とする体制が発表され、追加28名の採用については6名の常任速記者に一任された。

珅蔵らは、10名を協議で選定、18名を公募による選抜試験で決定した。そして各院17名、総員34名の体制が整い、その日を迎えたのであった。

小春日和の明治23年11月25日、第1回帝国議会が開催され、7月に当選したばかりの議員が完成したばかりの仮議事堂に着席した。速記席には珅蔵が2人の速記者とともに、仮議長の曾弥衆議員書記官長が発する世紀の第一声を聞きもらすまいと、固く鉛筆を握りしめていた。

「諸君に申し上げます。議院法第三条第二項によりまして本職が仮議長の職務を行います……」

議長、副議長の選任に引き続き、本会議が続行されていった。

65日間の会議は閉会、速記は成功裡に終り、膨大な言文一致の議事録は官報付録として世の中に送り出されたのであった。

6. 晩年

帝国議会での成功は、速記の道を大きく広

げていった。特に新聞社において、演説の取材、名士の談話等幅広く活用されるようになり、速記者の地位も確立されていった。

明治40年3月、帝国議会の速記者を中心として「日本速記会」が結成され、初代会頭には速記界の恩人である金子堅太郎子爵を名誉職として仰ぎ、副会頭には珮蔵が推挙された。

帝国議会の速記者60余名の団体ではあったが、師弟同門系列を超えた文字通り速記者の最高峰に立つ団体であった。珮蔵はその団体の頂点に立ったのであった。

明治45年、内閣はこの珮蔵の功績に対し勲七等瑞宝章を授与し、その労苦を労った。

大正2年(1913)12月、珮蔵も57歳となった。

珮蔵は後進に道を譲ることを決意し、23年間勤めた帝国議会に辞表を提出するとともに、翌3年1月には速記の第一線からの引退を発表したのであった。

その後の珮蔵は、ときたま会合に顔を出すだけで、速記のことは門下生に任せ、書や絵を描いたりして、愛妻とともに静かな毎日を過ごしていたが、この生活も10年と続かなかった。

最愛の妻シツが病に倒れたのであった。

しばらく床に伏していたが、そんな大正13年12月10日、看病の甲斐もなく、この世を去ってしまった。

珮蔵は仕事面では順調に功績を上げていたものの、家庭面では決して恵まれたものでは

なかった。

最初の妻“こま”とは6年強、2番目の妻“ヨネ”とは1年強で、それぞれ死別、そして3度目の妻“シツ”も31年間連れ添ったものの珮蔵に先立つ死であった。

さすがの珮蔵も落胆し、その姿は見るも哀れであった。

そんな珮蔵を立ち直らせたのは、珮蔵が育てた弟子達であった。彼等は毎日のように珮蔵のもとに集まり、雑談をしていった。

やがて、珮蔵も次第にもとの書画に親しむ生活に戻るようになった。

その後は子供達とも別居、赤坂の小さな家で静かな毎日を過ごし、時折り、訪れる孫や門弟達と話をすることを唯一の楽しみとしていた。

昭和13年(1938)、82歳を迎えた1月、珮蔵は突然脳溢血で倒れ、病床に伏してしまった。一時は回復の兆しも見え、家人をほっとさせたものの、その年の5月13日、急に症状が悪化し、青山原宿の自宅で帰らぬ人となった。享年82歳。法名は「珮璫院若翁玄蔵居士」で、6人の子供達と多くの弟子達に見守られての旅立ちであった。

5月17日、告別式が東京の西日暮里の青雲寺で、速記や議会等多くの関係者の参列する中、しめやかに催された。政府は彼が速記術の改良普及に尽くしたこと、並びに帝国議会の議事録完成に資した功績に対して、特に銀杯を贈ってこれを顕彰した。



若林珮蔵の眠る西日暮里の青雲寺

告知板

埼玉県土木工事成績評定要領 平成16年4月改正の概要

県土整備部技術管理課

1 評定を省略することができる工事の見直し（別表1）

従来、主たる工事内容が「情報板」「無線」であるものについては、評定を省略することができることとしていたが、これらの工事については、設備工事に該当するので、「埼玉県建築工事成績評定要領」に委ねることとし、別表1から削除した。

また、主たる工事内容が「掘削」「運搬」であるものについては、評定を省略することができることとし、別表1に追加した。

2 工事成績評定管理システムを利用する場合の押印の省略

県土整備部・農林部において、埼玉県工事成績評定管理システムを利用して成績評定を行う場合は、別紙1-1「建設工事成績報告書（土木）」の担当監督員・総括監督員・検査員の押印を省略することができる旨、通知により運用していたが、新たに要領に明記した。

3 考查項目別運用表の「品質」の各工種に自由記入欄の追加

検査員が評定を行う別紙4-3-1～別紙4-3-23「3. 出来形及び出来ばえⅡ. 品質」について、特殊な現場状況にも対応できるように、検査員が必要に応じて1項目に限り、自由に項目を作成することができることとした。

4 鋼橋工事・舗装工事等の品質の評定への評価値の導入

上記4の「品質」のうち、「鋼橋工事」「舗装工事」「法面工事」「塗装工事」「植栽工事」については、該当項目数により評価を行っていたものを、他の工種と同様に「評価値」による評価に改めた。

また、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価であったものを「品質」に限り、1項目以下の場合はc評価とするよう改めた。

5 抑止杭工事の「地すべり対策工事」からの除外

上記4の「品質」のうち、別紙4-3-6「地すべり対策工事（抑止杭、集水井戸工事を含む）」について、抑止杭のみの工事においては、対象項目が少ないため、これを適用しないこととし、別紙4-3-25「その他の工事または合併工事」により評定することとした。

6 「防護柵（網）・標識・区画線工事」の削除

防護柵・標識・区画線工事については、別表1「評定を省略することができる工事」に記載されているため、「品質」「出来ばえ」について、これらの工種を削除し、別紙4-3-15、別紙4-4-7については欠番とした。

埼玉県土木工事成績評定要領

（目的）

第1条 この要領は、埼玉県が発注する土木工事成績評定（以下、「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第2条 評定の対象は、原則として1件の請負代金額が500万円以上の請負工事とする。ただし、別表1に示す工事については、評定を省略することができる。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等を評価するものとする。

(評定者)

第4条 第3条の評定を行う者（以下、「評定者」という。）は、担当監督員、総括監督員ならびに検査員とする。

(評定方法)

第5条 評定は、監督または検査で確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、別紙の「建設工事成績報告書」（以下、「報告書」という。）に記録するものとする。

3 工事における「高度技術」「創意工夫」「社会性等」に関して、請負者は実施状況を様式1により工事完成通知書と同時、またはそれ以前に提出することができる。

4 前項により提出された内容については、工事成績評定に適切に反映させるものとする。

(工事成績の報告)

第6条 担当監督員と総括監督員は工事が完成したとき、検査員は完成検査を実施したときにそれぞれ評定を行い、同一の報告書により検査命令権者に報告するものとする。工事検査員検査にあつては、関係事業課長に回覧するものとする。

2 発注課所の職員が完成検査を実施した場合は、報告書は発注課所で保管する。工事検査員が完成検査を実施した場合は、報告書は工事検査員が保管し、報告書の写しを発注課所へ送付するものとする。

3 検査員は、様式2の建設工事成績通知書により、工事成績評定結果を建設業課長へ通知するものとする。

(評定結果の通知)

第7条 発注者は、完成検査終了後遅滞なく、当該工事の請負者に対して、評定結果を別に定める「埼玉県土木工事成績評定結果通知公表要領」により通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 第7条による通知を受けた者は、別に定める「埼玉県土木工事成績評定結果通知公表要領」により評定の内容について説明を求めることができる。

(評定の修正)

第9条 発注者は、第7条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、別に定める「埼玉県土木工事成績評定結果通知公表要領」により修正を行うものとする。

(評定結果の公表)

第10条 評定結果は、別に定める「埼玉県土木工事成績評定結果通知公表要領」により公表するものとする。

別表1 評定を省略することができる工事

主たる工事内容が照明灯・道路反射鏡・防護柵・転落防止柵・標識・標柱・区画線・整地・浚渫・堤防天端補修・森林整備工事（間伐・下刈等）・掘削・運搬のいずれかに該当する工事
単価契約工事
その他、発注者が認めた工事 (技術管理課長あて協議が必要)

県有施設の木造化・木質化等に関する指針

農林部木材利用推進室

(目的)

第1 この指針は、県有施設等において、県産木材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、県民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この指針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「県有施設」とは、県が事業主体となり建築する学校、福祉施設、医療施設、スポーツ文化施設及び庁舎等の建築物及び工作物をいう。
- (2) 「建築」とは新築、増築及び改築をいう。
- (3) 「県施工土木工事」とは、県が事業主体となり施行する、道路、森林管理道、公園、河川及び下水道等に係る土木工事をいう。
- (4) 「木造化」とは、県有施設の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、屋根等）の全て又は一部を木造とすることをいう。
- (5) 「木質化」とは、建築物の内装及び外壁に木材を用いることをいう。
- (6) 「県産木材」とは、埼玉県内の森林から産出された木材とし、原則として「さいたま県産木材認証制度」により認証された木材とする。

(県有施設の木造化・木質化)

第3 県有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、地上2階建て以下かつ延べ面積が3,000㎡以下の施設は、原則として木造化する。

なお、これ以外の施設であっても、木造化することを検討する。

- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設。
- (2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。
- (3) その他、木造化することに困難な理由があるもの。

2 県有施設の建築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、可能なかぎり木質化を進める。

3 木造化・木質化の実施にあたっては、原則として県産木材を使用する。

(県施工土木工事等の木材利用)

第4 県施工土木工事及び県有施設の外構工事においては、間伐材等の県産木材及び木製品を積極的に使用する。

(県有施設の備品及び消耗品)

第5 県有施設において、机、椅子等の備品及び室名プレート、文具類等の消耗品には、県産木材を用いた製品の積極的な使用に努める。

(市町村等への要請)

第6 市町村、県関係公社及び公益法人等が行う施設の整備及び土木工事についても、本指針の目的を踏まえて、積極的な県産木材の利用を要請する。

(PR及び普及)

第7 県有施設の管理者等は、多くの県民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、関係する木造施設のPR及び普及に努める。

(供給体制の整備及び情報提供)

第8 農林部においては、品質が確保された県産木材を安定的に供給できる体制の整備に努めるとともに、木材利用に関する技術、流通及び製品等に関する情報を提供する。

(コスト縮減への留意)

第9 この指針の運用にあたっては、県有施設整備等のコスト縮減に取り組む必要性に十分留意する。

(適用)

第10 この指針は、平成16年4月1日から適用する。

「県有施設の木造化・木質化等に関する指針」の運用

1 大規模施設の木造化 【指針第3】

3階以上又は3,000㎡を超える大規模な施設であっても、シンボル性が高いものや多くの県民の利用が見込まれる施設などについては、建築基準法による耐火性能検証法の適用などにより、木造化することを検討する。

2 木造化が困難な施設 【指針第3・(3)】

木造化することが困難な理由とは、次の場合等をいう。

ア 施設の構造等により木造化に著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合。

イ 増築及び一部改築において、既存の施設との機能上、景観上の一体性や調和の観点等から、木造化が適当でない場合。

3 特に木質化する施設 【指針第3・2】

次の施設及び施設の部分については、特に木質化を進める。

ア 学校、福祉施設、医療施設など子どもや高齢者が多く使用するもの。

イ 多くの県民の利用が見込まれ、PR効果、展示効果が高いもの。

4 県産木材の使用 【指針第3・3】

使用する木材の規格などにより、「さいたま県産木材認証制度」に基づき認証された木材の使用が困難な場合にも、県内の森林から算出されたことが確認できる木材を使用する。

5 木材利用の留意点等 【指針第3】

- (1) 木目や色による視覚効果や肌触り、調湿機能などの木材の良さを活かすため、これらに適した塗料を用いるなどの工夫を行う。
- (2) シックハウスを防止するため、法令や関係基準等に適合することはもとより、基本的にムク材を使用するとともに、建材、塗料、接着剤の使用や換気設備などに十分に配慮する。
- (3) 柱や梁などの構造材に太い木材を用いて、建築物の強度を高めるとともに視覚的效果により木材使用の展示効果、PR効果を高める。
- (4) 木材の持つ吸湿性や断熱性を活かすために、床板や壁板に厚みのあるムク板を使用する。
- (5) 木材の再資源化を進めるために、再資源化の妨げとなる塗料や接着剤、防腐剤、防蟻材の使用は控えるとともに、下地材など再資源化資材が使用可能な部位については、積極的に再生木質ボード等の再資源化資材を活用する。

6 県有施設の備品及び消耗品 【指針第5】

- (1) 職員が使用する机、椅子等、一括購入する特定備品については、現時点では調達が困難なため、本指針を適用しない。
- (2) 備品及び消耗品については、間伐材等（間伐材、小径材など）を用いた木製品の調達が可能な場合には、「埼玉県グリーン調達推進方針」にもとづき、その使用に努める。

7 市町村等への要請方法 【指針第6】

市町村、県関係公社及び公益法人等が行う施設の整備及び土木工事について、各部局は、所管している国庫補助事業及び県費補助事業の運用などにおいて、積極的な県産木材の利用が図られるよう努める。

8 コスト削減への留意 【指針第9】

コスト削減については、施設の整備費とともに、耐用期間や維持管理費なども含めたライフサイクルコストについても留意する。

9 農林部における対応

農林部所管の県有施設及び補助事業の重点施設は、法令や施設の設置目的により木造化が困難なものを除き、全てを木造化が困難なものを除き、全てを木造化する。

10 指針の運用

- (1) 指針の運用に必要な調整及び進行管理は、「彩の国木づかい促進連絡協議会」において行う。
- (2) 農林部各課室所は、施設の計画及び補助事業の審査にあたり、その内容について部内の検討会議で調整を図ったうえで農林部長に報告する。

県発注工事における入札制度の改善について

入札企画室

県における入札契約制度の改善にあたっては、競争入札における競争性を高めるなど適正な競争環境を整備しつつ、本県建設産業の直面している現下の極めて厳しい経営環境に対応した制度となるよう、努めてきているところである。

このたび、県における談合防止対策などの適正な競争環境の一層の整備を図るとともに、引き続き極めて厳しい経営環境に直面している本県建設産業のさらなる支援のため、以下の方策について実施することとする。

I 適正な競争環境の一層の整備

1 入札契約における競争性をより一層高める

(1) 一般競争入札及び公募型指名競争入札等の適用範囲の拡大

現在1億円以上の工事において採用している一般競争入札及び公募型指名競争入札など競争性の高い入札方式をより積極的に活用するとともに、5千万円以上の工事においても活用できるよう、この適用範囲の拡大を図ることとする。

また、公募型指名競争入札における指名を決定する際に活用している標準審査基準については、これを公表することとする。

(2) 通常型指名競争入札における競争性の向上

通常型指名競争入札における指名業者数については、現行の基準に5社程度を追加することとし、通常型指名競争入札における競争性のより一層の向上を図ることとする。

2 指名業者等の事後公表

現在指名競争入札において指名魚者の公表は指名後直ちに、一般競争入札においては、資格の確認後直ちに行っているところであるが、これを入札結果と併せ公表することが、談合防止対策として有効であることを検証するため、電子入札案件において指名業者等の事後公表を試行する。

II 本県建設産業のさらなる支援

1 最低制限価格制度の試行の継続

最低制限価格制度の試行については、現在県土整備部が発注する工事で昨年12月10日以降に入札を執行するものの中から70件程度を抽出し順次入札を執行しているところであるが、これまでのところ落札率等において特段の問題点は生じていないところである。

このため、今後最低制限価格制度による入札案件発注対象部局を拡大し、試行案件のさらなる積み重ねをはかることとする。

	平成15年度	平成16年度
試行対象部局	県土整備部	全ての発注部局
試行対象案件	71件	5000万未満の全ての工事 (H14年実績 2486件)

2 最低入札価格調査制度の厳格な運用

最低制限価格の試行拡大に併せ、5千万円以上の工事において採用する低入札価格調査制度のより一層の厳格な運用を図ることにより、県内建設産業におけるダンピング防止対策に万全を期することとする。

III 施行時期

平成16年5月6日以降公告をし、又は指名通知等を発送するものから適用する。

運用基準・運用要領策定

県は、「埼玉県公共工事等電子入札運用基準」と「同 運用要領」を策定、4月1日より施行した。

同運用基準が適用される入札（見積もり合わせも含む）は、県が発注する公共工事およびそれに係る業務委託、土木施設維持管理業務となる。

電子入札は、これまで発注者と受注者の間で「紙」でやり取りしていた入札手続を電子的に行うもので、発注工事（業務）情報の公開、指名通知、入札、開札、開札結果の通知、入札結果の公表など一連の手続きをインターネットを利用して行うもの。各発注課が発注を行う旨を指定した案件は、入札システムで処理することとし、WTO該当案件を除き、紙媒体による参加申込書や入札書の提出は認めない。

案件については、電子入札案件、従来の紙による入札案件に係らず、入札システムに登録する。従って、紙入札案件も電子入札案件と同様に入札結果の公表については、公開システムで行われることになる。

また県では、電子入札共同システム参加市町に対し「県公共工事電子入札運用要領」についての説明会を実施した。運用要領は、「趣旨」「設計図書の配布について」「制限付き一般競争入札の実施について」「公募型指名競争入札の実施について」「意向反映型指名競争入札の実施について」「指名競争入札の実施について」など6項目の柱からなっており、それぞれの細かい部分について規定している。

詳細については、県のホームページをご覧ください（会員団体には近く冊子を配布する予定です）

埼玉県電子入札共同システム導入自治体名

自治体名	担当課所名	自治体名	担当課所名	自治体名	担当課所名
1 埼玉県	総務部入札企画室	8 鴻巣市	総務部財務課	15 蓮田市	改革推進室
2 さいたま市	財政部契約課	9 草加市	財政経済部契約課	16 幸手市	契約検査室
3 川越市	総務部契約課	10 越谷市	総務部契約課	17 日高市	総務部管財課
4 川口市（予定）	理財部契約課	11 戸田市	総務部管財課	18 吉川市	総務部財政課
5 所沢市	財務部契約課	12 朝霞市	企画財政部管財課	19 宮代町	総合政策課
6 春日部市	総務部契約課	13 和光市	政策管理部行財政室	20 杉戸町	財政課
7 狭山市	総務部契約管財課	14 富士見市	総務部管財課	21 松伏町	企画財政課

本システムを利用するのに必要な環境

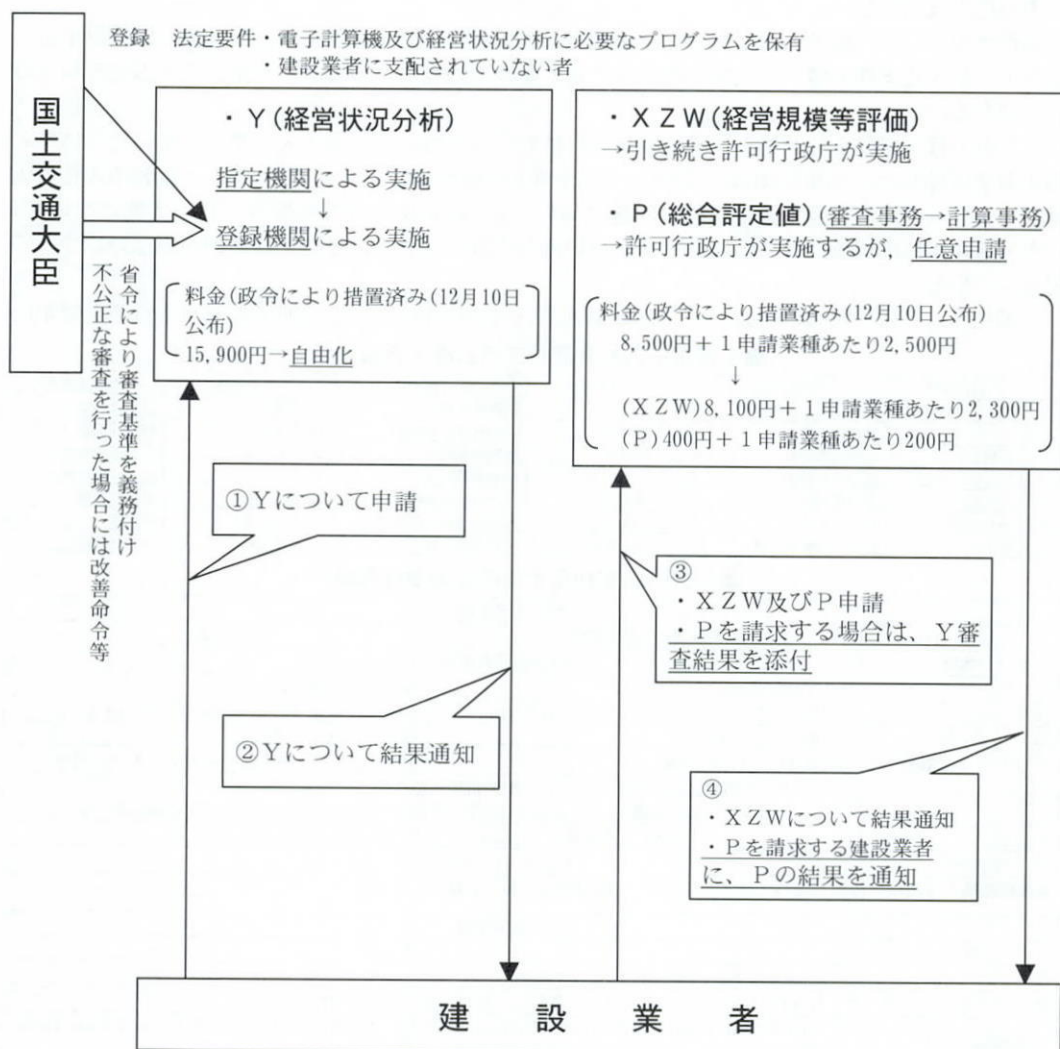
項目	ハードウェア環境	
	最低限必要な環境	推奨環境
パソコン本体	PC/AT互換機 (DOS/V機)	
CPU	Pentium200MHz以上	Pentium III800MHz以上
メモリー	128MByte以上 (Windows Xpiは256MByte以上)	256MByte以上 (Windows Xpiは512MByte以上)
ハードディスク	200MByte以上の空き	500MByte以上の空き
ネットワーク環境	64Kbps以上 (ISDN回線)	128Kbps以上 (ADSLまたは光ファイバー回線)
FDD	プロバイダがHTTP, SSL, SMTPのプロトコルが利用可能なこと ファイアーウォールを設置している場合はHTTP, HTTPS, SSL, SMTPのプロトコルが通過可能なこと	
ディスプレイ	1.44MBを読み書きできる3.5インチフロッピーディスクドライブ XGA (1024×768ピクセル) 以上	

※推奨環境とは快適な操作が期待できるものです。（推奨環境を強くお勧めします。）

項目	ソフトウェア環境	
	ソフトウェア	
OS	Windows 98SE/2000/Me/Xpのいずれか	
インターネットブラウザ	Internet Explorer 5.x, 6.x または Netscape Navigator 6.x, 7.x	
文書編集ソフト	Word2000 (Microsoft), Excel2000 (Microsoft) 以上、一太郎ver8以上 (ジャストシステム) 以上のいずれか。ただし、案件により発注課所で指定する場合があります。	
PDF閲覧ソフト	アドビacroバトリーダー ver5 (無償) 以上	
電子メール	ファイルを添付できるもの	
JavaVM	Java2 Runtime Environment Standard Edition.4 (無償)	

公益法人改革に伴う建設業法の経審制度改正について

- 「公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律」（平成15年6月18日公布）において、建設業法における経営事項審査について以下の改正が行われた。
- ・経営状況分析（Y）については指定機関から登録機関による実施と改正したことにより、今後は民間企業も含めた複数の主体の参入が可能となった。
 - ・総合評定（P）については経営事項審査対象から切り離され、許可行政庁が実施する計算事務として位置付けられるとともに、任意申請になった。
- （Pを引き続き審査事務とすると、許可行政庁の審査体系に登録機関を組み込むことになり、登録機関の自主性を損なうことになるとされた。）



企業局工業団地の価格改定について

埼玉県企業局 分譲推進課

埼玉県企業局では、現在10か所（うち1か所は造成中）の工業団地の分譲を積極的に行っております。

今回、秩父みどりが丘工業団地、騎西藤の台工業団地、本庄いまい台産業団地及び妻沼西部工業団地の4か所について、2月1日付けで価格改定を行いました。

各団地の改定後の分譲価格及び改定率は以下のとおりです。

なお、今後も定期的に見直しを行う予定です。

- 秩父みどりが丘工業団地
平均 約17,400円/㎡ （約 57,600円/坪）
[従前の価格より20%の減]
- 騎西藤の台工業団地
平均 約39,300円/㎡ （約 129,800円/坪）
[従前の価格より17%の減]
- 本庄いまい台産業団地
平均 約33,600円/㎡ （約 111,000円/坪）
[従前の価格より20%の減]
- 妻沼西部工業団地
平均 約26,900円/㎡ （約 88,800円/坪）
[従前の価格より19%の減]

※ 価格については区画ごとに異なります。詳細をお知りになりたい方はホームページをご覧になるか、埼玉県企業局分譲推進課までお電話ください。

埼玉県企業局 分譲推進課（048-830-7123）

・工業団地ホームページ <http://www.pref.saitama.jp/A90/BT00/kigyou/>

2003年

彩の国さいたま 景観賞受賞作品の紹介

彩の国さいたま景観賞実行委員会（会長・上田知事、県と埼玉建築士会、埼玉県建築士事務所協会、埼玉県建設業協会、埼玉県造園業協会の5者で構成）は、2003年（第17回）彩の国さいたま「景観賞」3作品、「奨励賞」3作品、「みどりの特別賞」3作品の計9点を選定、2月10日、彩の国8番館セミナールームで表彰式を行った。受賞作品を紹介する。

【景観賞】

F Gallery

建築主 船津紀子
設計者 K計画事務所
施工者 増田建設



パストーン浅間台

建築主 社会福祉法人美鈴会
設計者 アライ設計
施工者 島村工業



ビックヒルズ飯能美杉台

建築主 都市基盤整備公団
埼玉地域支社



【奨励賞】



入間市文化創造アトリエ

建築主 入間市
設計者 独楽蔵
施工者 司産業

【みどりの特別賞】



志木市小学校スカイガーデン

建築主 志木市
設計者 石本建築事務所
施工者 清水・高野共同企業体



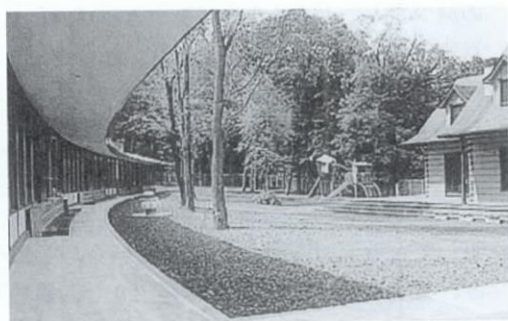
秩父市歴史文化伝承館

建築主 秩父市
設計者 日本設計
施工者 高橋・丸山特定建設工事
共同企業体



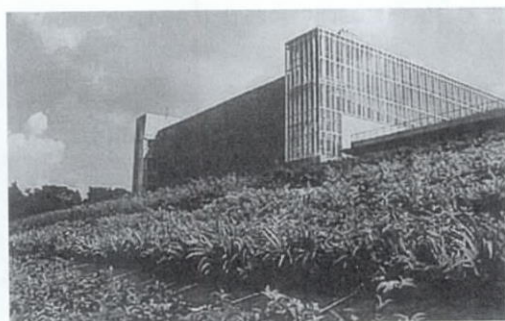
羊山公園芝桜

建築主 秩父市
設計者 ハーバルK
施工者 秩父市



立正幼稚園

建築主 学校法人熊谷立正学園
立正幼稚園
設計者 白江建築研究所
施工者 石川建設



所沢東部クリーンセンター

建築主 所沢市
設計者 日本技術開発
施工者 西武造園

建産連 だより

○東日本建設業保証株式会社 埼玉支店 コアシステム対応の電子入札の 準備はお済みでしょうか！

平素は、当社の前払金保証及び契約保証をご利用いただき厚くお礼申し上げます。

さて、公共工事における電子入札もいよいよ本格実施の兆しがみられるところですが、国土交通省では既に直轄工事等を対象にコアシステム対応の電子入札を全面实施しており、農林水産省でも平成16年度から全面实施の予定です。（ちなみに、埼玉県は独自の電子入札システムを構築しているため、別途対応が必要です）入札に参加するためには、コアシステム対応認証局から発行されたICカードとICカードリーダーが必要です。

この対応認証局の一つに、3つの保証会社・ゼネコン・銀行等が設立した日本電子認証(株)（略称NDN）があります。

ICカードの準備がまだお済みでない場合は、是非、NDNにご用命下さい。詳しくは、当社埼玉支店（電話048-861-8885）までお気軽にお問い合わせ下さい。

○埼玉県電気工事工業組合 ISO9001合同取得に向けて 第4回説明会開催

埼玉県電気工事工業組合は1月20日、「第4回ISO9001合同認証取得説明会」を組合本部で開催した。参加者は組合員9社と役員を合わせた約30名のほか、聴講を希望した一級建築士事務所の代表者1名が参加。説明会社は、TBCコンサルタントグループの(株)TBCソリューションズ（本社・東京）。

組合員のISO9001合同認証は、第1回目の7社と第2回目の6社が、いずれも7ヶ月という短時間で取得し、現在、第3回目のグループがコンサルから指導を受けている。今年度2回目となる説明会は、主催者を代表して小澤理事長が「ISOの取得は、経営事項審査の点数を上げることが一番の目的ではなく、ISOを運用して会社の内容を良くし、自己の企業の利益を追求することが、真の目的だと認識しています。本日、説明を受けられる方が、1社でも多く取組まれることを期待しております」と、激励を込めて挨拶。続いてTBCソリューションズの岡本社長の挨拶の後、司会者が講師の根津寿直氏の経歴や資格、活動実績等を紹介してから説明会に入った。根津氏は、最初にISOオリエンテーションとして、ISOの歴史や仕組みなど、基本的な説明から入り、国内の取得状況や業種別件数を示し、電気工事業の取得件数が、1,000件を超えていることを報告。また、ISO取得の対外的なメリットとして①入札条件で有利になれる②目に見える形で品質をアピールできる③競合差別化④顧客満足度を向上させることができる⑤企業の信用力が向上などを挙げ、企業内でのメリットとして①経営システムが出来上がる②全社での方針・目標の共有化③工事ミスの減少④顧客クレームの減少⑤人による品質のバラつきが減少⑥人材育成⑦業務改善などを示した。さらに、品質マネジメントの8原則や等身大のシステムを構築する大切さ、取得後も品質レベルの向上に努力する重要性を説いた後、取得活動のスケジュール、認証取得成功の要因などを説明してから、コンサルティング料金の目安と、審査費用の概算見積額を紹介し、講義を終えた。なお、第4回合同認証取得は、3月中旬に参加申込を締切り、初回のセミナーに入る予定。

○埼玉県下水道施設維持管理協会 「皆さん、ご存じですか？」

皆さんは入浴後、栓を抜いた水がその後どうなっているかご存じでしょうか？

トイレ、台所、洗面所も然りなのですが、意外と流した後は関心が薄い様です。

これら下水を概ね3つに区分すると、各家庭からの生活排水、工場等からの事業場排水、降雨による雨水排水となります。これらの各排水は管渠を通り、それぞれの処理施設に運ばれ、処理行程を経てきれいにされ川へ戻しております。

維持管理業の仕事は、これら各排水を処理する施設の運転管理と、設置されている各機器類の保守管理が主な役目となります。きれいにして川へ…とありますが、その主役は薬品類で行うのではなく、なんと微生物に汚れを食べてもらうことで除去しております。従いまして、運転管理においてはこの微生物の状態の把握と食べやすい環境作りの運転が大きなポイントとなり、我々の腕の見せ所でもあります。

但し、雨水においては微生物の活躍無くそのまま川へ放流しますが、近年、この雨水が大変大きな問題となって我々の生活を脅かしております。昔は、田畑、雑草地、土の地面により降雨が地下等に浸透することが出来ました。ところが、道路のアスファルト化、コンクリートの多様、雑草地に建物など、降雨の浸透する場が少なくなり、地形が一つの器と化して大雨、台風など、大量の降雨の際床上浸水、床下浸水が多発してきているということです。川の堤防や雨水ポンプ場、調整池等の設備の整備等もなされておりますが、時間降雨量の大小により、まだまだ厳しいものがある様です。我々から皆様へのお願い事は、工事現場において作業後のペンキや廃油等をU字溝に捨てている光景を良く目にします。残念ながらそれらは、処理される事無くその

まま川を伝い海に流れて行く運命です。

自然破壊に繋がるこれらの行為を行いませんように切にお願い申し上げます。

○埼玉県環境安全施設協会 平成15年度中の活動について

当協会における平成15年度中の活動について紹介いたします。協会には、総務・広報・企画研修の三つの委員会がありますので委員会別にまとめました。

1. 総務委員会

- ・定例理事会の開催及び「埼環協だより」の発行（毎月）
- ・建設雇用改善推進会議に出席（6月、11月、2月）
- ・県議会の傍聴（9月、2月）
- ・建設業の適正取引に関する講習会の開催（10月15日）

<講演～建設業適正取引推進機構担当官>

2. 広報委員会

- ・広報用の「協会のご案内」を作成し関係所に配布（7月）
- ・親睦ボウリング大会の開催（8月2日）
- ・交通安全フェアに参加（9月27日、28日）
- ・道路標識週間啓蒙キャンペーンに参加（10月3日）
- ・労働災害事故防止安全大会の開催（10月15日）

<講演～さいたま労働基準監督署担当官>

<労働災害事故防止安全標語ポスター作成>

- ・チャリティゴルフ大会の開催（11月5日）

<収益金は、交通安全対策協議会に寄付>

3. 企画研修委員会

- ・平成15年度版規制標識設置マニュアルの作成（9月）
- ・道路標識週間の横断幕及びポスターの掲出（9月）

- ・視察研修に参加（9月、11月）
- ・自転車道標識統一協議開始（11月～）

主なものは以上であります。平成16年度は協会の更なる地位向上を目指して、各委員会活動を積極的に行っていくこととしております。

○埼玉県地質調査業協会 地質調査とは

建産連ニュース100号の発刊、お祝い申し上げます。これを期に私共埼玉県地質調査業協会の組織と、地質調査業の説明、協会の活動内容等をあらためて説明したいと思います。

我が協会は、社団法人全国地質調査業協会連合会の支部である関東地質調査業協会の埼玉支部に位置づけられます。全国817社で構成され、埼玉県では、会員数31社を数えます。

地質調査は次のように定義されています。

『地質、土質、基礎地盤、地下水など地下の不可視部分について、地質学、地球物理学、地質工学などの知識や理論をベースに、地表土質踏査、物理探査、ボーリング、各種計測・試験などの手法を用いて、その「形」、「質」、「量」を明らかにする』。いずれも専門的な高度な技術力を基に解析を行うこととなりますので、一般にはわかり難い業種ではないかと思われます。

このため、当協会では、「技術講習会の開催や講師の派遣」、「技術講演会の開催」、「現場研修会の開催」等を行い、会員の技術力のアップや最新の設計基準や法令等の通達を計るとともに、広く一般へのご理解を得るべく努力しております。

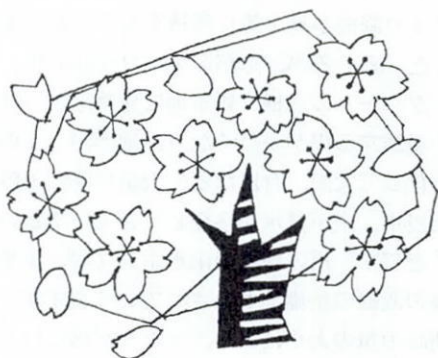
埼玉建設労働者研修福祉センター 名称変更のお知らせ

平素は、埼玉建産連会館並びに研修福祉センターのご利用にあたり、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さてこの度、「埼玉建設労働者研修福祉センター」は、雇用・能力開発機構から当建産連へ譲渡され、名称を「埼玉建産連研修センター」に変更いたします。

利用方法等については、従来通り変更はありませんので引き続きご利用下さいますようお願い申し上げます。

平成16年2月28日



連合会日誌

- 1月16日 埼玉県電気工事工業組合新年懇親会（アルーサ清水園）に閔常務理事出席
- 1月22日 （社）情報通信設備協会埼玉県支部新年賀詞交歓会（ラフォーレ清水園）に閔常務理事出席
- 1月27日 全国建産連正副会長会議及び理事会・評議員会（東海大学校友会館）に正副会長等出席
第15回暴力追放・薬物乱用防止埼玉県民大会（埼玉会館）に出席
- 1月29日 **広報委員会**
建産連ニュース第99号の発行、第100号編集案、平成16年カレンダーの処理経過等について協議
- 1月30日 彩の国みどりの団体合同賀詞交歓会（ロイヤルパインズホテル）に島村会長出席
- 2月9日 平成15年度彩の国建設産業構造改善推進の集い・彩の国建設ステーション優秀技能者表彰式（県民健康センター）に島村会長出席
- 2月16日 さいたま新都心建設促進協議会講演会（彩の国8番館）に閔常務理事出席
- 2月19日 昭和天皇記念館建設募金委員会埼玉県本部総会（パレスホテル大宮）に閔常務理事出席
- 2月20日 **講習会**
建設業の適正取引に関する講習会
「入札談合と独占禁止法について」
講師：宮崎紀男氏
「建設業をめぐる最近の話題について」
講師：小山宏氏
於：埼玉建産連会館センター3階大ホール
（社）埼玉県建設業協会との共催 受講者総数250人
- 2月27日 **埼玉県建設生産システム合理化推進協議会・経営改善委員会合同会議**
県内建設産業の動向、ダンピング排除のための対策等について協議
- 3月4日 スウェーデン瑞典投資振興庁カイ・ハムリック長官との懇談会（ラフォーレ清水園）に島村会長出席
- 3月14日 宮崎守保氏の叙勲を祝う会（ロイヤルパインズホテル）に閔常務理事出席
- 3月17日 全国建産連総務・広報・構造改善対策委員会合同会議（建設業振興基金）に島村会長、有山副会長等出席
- 3月23日 平成15年度ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会（埼玉会館）に閔常務理事出席
- 3月26日 **正副会長会議**
理事会付議事項について事前協議
理事会
平成16年度通常総会の開催日程、平成15年度事業実施計画の実績（見込含む）及び平成16年度事業計画（案）、平成15年度収支決算見込及び平成16年度収支予算（試算）等について協議
- 3月29日 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター理事会（プリムローズ有朋）に島村会長出席
- 3月30日 「さいたまタワー実現大連合」設立総会（ホテルプリランテ武蔵野）に島村会長出席

総務省・経済産業省
都道府県・市区町村

あーたのたぬい...

みなさまの
ご理解とご協力を
お願いします

6月1日(火)

平成16年
事業所・企業統計調査
商業統計調査
サービス業基本調査

基礎統計局 <http://www.stat.go.jp/> 経済産業省 <http://www.meti.go.jp/>

□全国ネットの調査網による物価本

月刊 **建設物価**

設計・積算・資材・調達・契約・審査

年購読料
■毎月配本 37,200円(税込・〒共)
(1冊あたり3,100円)
■B5判/約900ページ
一部定価 3,800円(税込)

土木、建築工事の積算、価格の算定や入札価格の積算に必要な資機材、労務費の調達価格を満載。建設市場の動向に応じ、的確な建設物価情報を提供し、官公庁をはじめ建設業界で、設計、積算の基礎資料として活用されています。

□土木工事市場単価情報誌

季刊 **土木コスト情報**

4月刊(春)・7月刊(夏)10月刊(秋)・1月刊(冬)

年購読料
■年4回配本 12,000円(税込・〒共)
(1冊あたり3,000円)
■B5判/約390ページ
一部定価 3,400円(税込)

歩掛の積み上げ計算を止め、市場の契約工事費をそのまま公共土木工事に採用する「市場単価」方式が、年々増加しています。掲載は、全国47都道府県別価格です。

□建築と設備工事の情報誌

季刊 **建築コスト情報**

4月刊(春)・7月刊(夏)10月刊(秋)・1月刊(冬)

年購読料
■年4回配本 15,800円(税込・〒共)
(1冊あたり3,950円)
■B5判/約760ページ
一部定価 4,600円(税込)

建築・設備工事で市場単価22工種掲載。標準施工単価は65工種を掲載。共通費率早見表も面倒な計算が省略でき好評です。

国土交通省公表土木工事標準歩掛

平成16年度版 **国土交通省土木工事積算基準**

■国土交通省大臣官房技術調査課/監修 ■B5判/930ページ/定価9,030円(税込)

アスファルト舗装工(透水性舗装)の施工歩掛をはじめ10工種を新規に制定、15工種の見直し。

国土交通省公表による積算基準を基に積上げ積算の手法を解説

平成16年度版 **土木工事積算基準マニュアル**

■建設物価調査会/発行 ■B5判/約1000ページ/定価9,450円(税込み)

平成16年度版「国土交通省土木工事積算基準」の標準歩掛に基づき、各工種毎に具体的な積算事例を豊富に収録し、積算業務の初心者からベテランまで実務に役立つ実用的な解説書です。

ご購入は全国主要書店及び政府刊行物取扱店又は下記へお申し込みください。

財団法人 **建設物価調査会**

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 フジスタービル
☎(03)3663-8761(代) FAX (03)3663-1397

<http://www.kensetu-navi.com/>
(毎月の資材市況・出版物・講習会情報を提供中)

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会会員名簿 (順不同)

〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4-1-7 電話 048-866-4301

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 FAX 048-866-9111

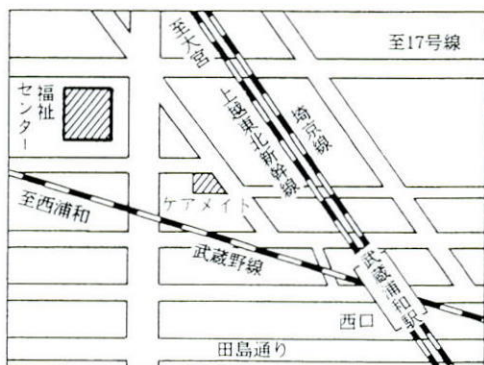
会長 島村 治作

(平成16年4月1日現在)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社) 埼玉県建設業協会	会長 関根 宏	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(861)5111
(社) 埼玉県電業協会	会長 佐野 良雄	"	"	048(864)0385
(社) 埼玉県造園業協会	会長 小林 文武	"	"	048(864)6921
東日本建設業保証(株)埼玉支店	支店長 大澤二三夫	さいたま市浦和区高砂4-3-15 K・Sビル5階	330-0063	048(861)8885
埼玉県電気工事工業組合	理事長 小澤 浩二	さいたま市北区宮原町1-39	331-0812	048(663)0242
(社) 埼玉県空調衛生設備協会	会長 有山 賢市	さいたま市中央区下落合4-8-10	338-0002	048(855)4111
(社) 日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 鈴木 眞	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 目黒 有	"	"	048(862)9258
(社) 埼玉建築士会	会長 高木 容	"	"	048(861)8221
(社) 埼玉県建築士事務所協会	会長 荒井 正幸	"	"	048(864)9313
(社) 埼玉建築設計監理協会	会長 片渕 重幸	"	"	048(861)2304
(社) 埼玉県測量設計業協会	会長 遠藤 修一	"	"	048(866)1773
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 小川 雅以	"	"	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 真下 恵司	"	"	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 山田 欣一	上尾市本町1-5-20	362-0014	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 庭野 敏夫	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町2-88	360-0826	048(522)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 小山 保	さいたま市浦和区常盤9-5-8 とさわビル2階	330-0061	048(831)9667
埼玉県環境安全施設協会	会長 宮田 勉	さいたま市桜区宿285-2	338-0814	048(854)1518
(財) 埼玉県建築住宅安全協会	理事長 横田 充穂	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(865)0391
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 白沢 芳正	"	"	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 澄弘	"	"	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 島村 治作	"	"	048(866)4331
(社) 情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	さいたま市大宮区浅間町1-4-4	330-0842	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 遠藤 計	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 飯田 康勝	さいたま市南区南浦和3-17-5	336-0017	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 服部 幸二	さいたま市浦和区高砂3-10-4	330-0063	048(864)1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 島村 健	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(838)5636
(社) 日本補償コンサルタント協会関東支部埼玉県支部	会長 笠原 保孝	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(844)0111
(社) 埼玉県建設コンサルタント技術研修協会	会長 小山 正夫	さいたま市浦和区高砂4-4-1 三幸ビル2階	330-0063	048(863)0988

賛助会員

さいたま市建設業協会	会長 関根 宏	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(863)3203
------------	---------	-----------------	----------	--------------



埼玉建産連研修センター をご利用下さい

- 【所在地】さいたま市南区鹿手袋4-1-7
 【電話】048-861-4311
 【施設】大ホール(椅子席500名収容)、会議室、
 和室、レストラン、喫茶ルーム
 【開館時間】午前9時～午後5時

建産連ニュース 第100号

平成16年4月15日発行

発行 法人 埼玉県建設産業団体連合会
 企画・編集 広報委員 会
 〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4丁目1番7号
 電話 048-866-4301
 FAX 048-866-9111
 印刷 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-6-9
 株式会社 信陽堂

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月